

## 第 6 3 回 宍粟市議会定例会会議録（第 1 号）

招集年月日 平成 2 7 年 3 月 2 日（月曜日）

招集の場所 宍粟市役所議場

開 会 3 月 2 日 午前 9 時 3 0 分宣告（第 1 日）

### 議 事 日 程

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 第 1 号議案 宍粟市教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について

日程第 4 第 2 号議案 宍粟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例の制定について

日程第 5 第 3 号議案 宍粟市組織条例の一部改正について

日程第 6 第 4 号議案 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について

日程第 7 第 5 号議案 宍粟市行政手続条例の一部改正について

日程第 8 第 6 号議案 宍粟市個人情報保護条例の一部改正について

日程第 9 第 7 号議案 宍粟市消防団条例の一部改正について

日程第 1 0 第 8 号議案 宍粟市火葬場条例の一部改正について

日程第 1 1 第 9 号議案 宍粟市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

日程第 1 2 第 10号議案 宍粟市介護保険条例の一部改正について

第 11号議案 介護保険法の委任による指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備、運営等の基準を定める条例の一部改正について

日程第 1 3 第 12号議案 宍粟市予防接種健康被害調査委員会条例の一部改正について

第 13号議案 宍粟市少子化対策事業助成条例の一部改正について

日程第 1 4 第 14号議案 宍粟市農業共済条例の一部改正について

- 日程第 1 5 第 15号議案 宍粟市手数料条例の一部改正について
- 日程第 1 6 第 16号議案 宍粟市下水道条例の一部改正について
- 日程第 1 7 第 17号議案 宍粟市診療所使用料及び手数料条例等の一部改正について
- 日程第 1 8 第 18号議案 宍粟市立学校設置条例の一部改正について
- 第 19号議案 宍粟市立幼稚園設置条例の一部改正について
- 第 21号議案 波賀町スクールバス設置及び管理条例及び波賀町遠隔地幼児童、生徒通園通学費助成に関する条例の廃止について
- 日程第 1 9 第 20号議案 宍粟市青少年問題協議会条例の一部改正について
- 日程第 2 0 第 22号議案 宍粟市保育の実施に関する条例の廃止について
- 日程第 2 1 第 23号議案 債権の放棄について
- 日程第 2 2 第 24号議案 旧慣による公有財産の使用権の廃止について
- 日程第 2 3 第 25号議案 連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結について
- 日程第 2 4 第 26号議案 過疎地域自立促進計画の変更について
- 第 27号議案 辺地に係る総合整備計画の策定について
- 日程第 2 5 第 28号議案 農作物危険段階基準共済掛金率の設定について
- 第 29号議案 平成27年度宍粟市農業共済事業に係る事務費の賦課総額及び賦課単価について
- 日程第 2 6 第 30号議案 市道路線の認定及び廃止について
- 日程第 2 7 第 31号議案 平成26年度宍粟市一般会計補正予算（第6号）
- 第 32号議案 平成26年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 第 33号議案 平成26年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 34号議案 平成26年度宍粟市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第 35号議案 平成26年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 第 36号議案 平成26年度宍粟市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 第 37号議案 平成26年度宍粟市農業共済事業特別会計補正予算（第

4号)

- 日程第 2 8 第 38号議案 平成27年度宍粟市一般会計予算  
第 39号議案 平成27年度宍粟市国民健康保険事業特別会計予算  
第 40号議案 平成27年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計予算  
第 41号議案 平成27年度宍粟市鷹巣診療所特別会計予算  
第 42号議案 平成27年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計予算  
第 43号議案 平成27年度宍粟市介護保険事業特別会計予算  
第 44号議案 平成27年度宍粟市下水道事業特別会計予算  
第 45号議案 平成27年度宍粟市農業集落排水事業特別会計予算  
第 46号議案 平成27年度宍粟市水道事業特別会計予算  
第 47号議案 平成27年度宍粟市病院事業特別会計予算  
第 48号議案 平成27年度宍粟市農業共済事業特別会計予算
- 日程第 2 9 請願第 1号 「ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度の創設と身体障害者福祉法上の肝疾患に係る障害認定の基準の緩和を求める意見書」の提出を求める請願

#### 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期の決定  
日程第 3 第 1号議案 宍粟市教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について  
日程第 4 第 2号議案 宍粟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例の制定について  
日程第 5 第 3号議案 宍粟市組織条例の一部改正について  
日程第 6 第 4号議案 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について  
日程第 7 第 5号議案 宍粟市行政手続条例の一部改正について  
日程第 8 第 6号議案 宍粟市個人情報保護条例の一部改正について  
日程第 9 第 7号議案 宍粟市消防団条例の一部改正について  
日程第 1 0 第 8号議案 宍粟市火葬場条例の一部改正について  
日程第 1 1 第 9号議案 宍粟市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

日程第 1 2	第 10号議案	宍粟市介護保険条例の一部改正について
	第 11号議案	介護保険法の委任による指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備、運営等の基準を定める条例の一部改正について
日程第 1 3	第 12号議案	宍粟市予防接種健康被害調査委員会条例の一部改正について
	第 13号議案	宍粟市少子化対策事業助成条例の一部改正について
日程第 1 4	第 14号議案	宍粟市農業共済条例の一部改正について
日程第 1 5	第 15号議案	宍粟市手数料条例の一部改正について
日程第 1 6	第 16号議案	宍粟市下水道条例の一部改正について
日程第 1 7	第 17号議案	宍粟市診療所使用料及び手数料条例等の一部改正について
日程第 1 8	第 18号議案	宍粟市立学校設置条例の一部改正について
	第 19号議案	宍粟市立幼稚園設置条例の一部改正について
	第 21号議案	波賀町スクールバス設置及び管理条例及び波賀町遠隔地幼児童、生徒通園通学費助成に関する条例の廃止について
日程第 1 9	第 20号議案	宍粟市青少年問題協議会条例の一部改正について
日程第 2 0	第 22号議案	宍粟市保育の実施に関する条例の廃止について
日程第 2 1	第 23号議案	債権の放棄について
日程第 2 2	第 24号議案	旧慣による公有財産の使用権の廃止について
日程第 2 3	第 25号議案	連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結について
日程第 2 4	第 26号議案	過疎地域自立促進計画の変更について
	第 27号議案	辺地に係る総合整備計画の策定について
日程第 2 5	第 28号議案	農作物危険段階基準共済掛金率の設定について
	第 29号議案	平成27年度宍粟市農業共済事業に係る事務費の賦課総額及び賦課単価について
日程第 2 6	第 30号議案	市道路線の認定及び廃止について
日程第 2 7	第 31号議案	平成26年度宍粟市一般会計補正予算（第6号）
	第 32号議案	平成26年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
	第 33号議案	平成26年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計補正予

算（第2号）

第 34号議案 平成26年度穴粟市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

第 35号議案 平成26年度穴粟市下水道事業特別会計補正予算（第3号）

第 36号議案 平成26年度穴粟市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）

第 37号議案 平成26年度穴粟市農業共済事業特別会計補正予算（第4号）

日程第28 第 38号議案 平成27年度穴粟市一般会計予算

第 39号議案 平成27年度穴粟市国民健康保険事業特別会計予算

第 40号議案 平成27年度穴粟市国民健康保険診療所特別会計予算

第 41号議案 平成27年度穴粟市鷹巣診療所特別会計予算

第 42号議案 平成27年度穴粟市後期高齢者医療事業特別会計予算

第 43号議案 平成27年度穴粟市介護保険事業特別会計予算

第 44号議案 平成27年度穴粟市下水道事業特別会計予算

第 45号議案 平成27年度穴粟市農業集落排水事業特別会計予算

第 46号議案 平成27年度穴粟市水道事業特別会計予算

第 47号議案 平成27年度穴粟市病院事業特別会計予算

第 48号議案 平成27年度穴粟市農業共済事業特別会計予算

日程第29 請願第 1号 「ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度の創設と身体障害者福祉法上の肝疾患に係る障害認定の基準の緩和を求める意見書」の提出を求める請願

応 招 議 員（18名）

出 席 議 員（18名）

1番	鈴木浩之	議員	2番	稲田常実	議員
3番	小林健志	議員	4番	伊藤一郎	議員
5番	飯田吉則	議員	6番	大畑利明	議員
7番	榎橋美恵子	議員	8番	西本諭	議員
9番	秋田裕三	議員	10番	藤原正憲	議員
11番	東豊俊	議員	12番	福島齊	議員

13番 岡前治生 議員

14番 山下由美 議員

15番 林克治 議員

16番 実友勉 議員

17番 高山政信 議員

18番 岸本義明 議員

欠席議員 なし

職務のために議場に出席した者の職氏名

事務局長	中村司君	書記	前田正人君
書記	清水圭子君	書記	原田渉君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	福元晶三君	副市長	清水弘和君
教育長	西岡章寿君	参事兼企画総務部長	高橋幹雄君
会計管理者	西川龍君	一宮市民局長	落岩一生君
波賀市民局長	大島照雄君	千種市民局長	阿曾茂夫君
まちづくり推進部長	中岸芳和君	市民生活部長	船引英示君
健康福祉部長	浅田雅昭君	産業部長	西山大作君
農業委員会事務局長	前田正明君	建設部長	前川計雄君
教育委員会教育部長	岡崎悦也君	総合病院事務部長	広本栄三君

( 午前 9時30分 開会 )

議長(岸本義明君) 皆さん、おはようございます。

平成27年3月定例会の開会にあたりまして、一言御挨拶申し上げます。

本日は議員の皆様、そして市長はじめ当局の皆さんには御健勝にて御参集いただきまして、まことにありがとうございます。市政発展のため、大変喜ばしいことと思います。

本定例会には、条例の制定、そして改正、補正予算、そして新年度予算と重要な議案がたくさん提案されておりますので、慎重な審議と適正な判断をお願いしたいと思います。

今私が思いますのに、議会に求められておるのは、市の将来を見据えた上で、今何が必要で何をすべきかということのを的確に決断し、言葉だけでなく迅速に対応し、行動する、そういう強いリーダーシップが求められておるのではないかと思います。

議員の皆さんには、いつも申し上げますが、監視機能、そして批判機能を発揮しつつ、適切な審議をお願いすると同時に、市民の皆さんが望んでいます住みたいまち、住みよいまちづくりにつながるような、行政を前向きに機能させるような元気で住みよいまちづくりにつながるような、そういう具体的、建設的な提言をし、提言するだけでなく、同時に自ら率先して行動に移していくと、そういうことを再度お願いいたしまして、開会にあたっての御挨拶といたします。

事前にちょっと御報告だけしておきます。本日、神戸新聞社のほうから議場の撮影を許可してほしいという申し出がありまして、今回初めてかわっていただいた記者の方ですので、許可をいたしましたので、御報告いたします。

それでは、市長、挨拶をお願いします。

市長(福元晶三君) おはようございます。

本日、第63回宍粟市議会3月定例会を招集させていただきましたところ、議員各位には、御健勝にて御出席賜り、誠にありがとうございます。また、日ごろの御精励に対し深く感謝を表する次第であります。

厳しかった冬の寒さもようやく緩み始めました。春の訪れを少しずつ感じるころとなってまいりました。

先月27日には、県立高等学校の卒業式が挙行され、市内3校から352名の卒業生がそれぞれ新たな道へと希望の第一歩を踏み出されました。

また、昨日は野原小学校で閉校式が行われ、多くの地域の皆様の御参集のもと、長年の歴史に幕がおろされました。議長はじめ多くの議員の皆様にも御出席をいた

だきました。誠にありがとうございました。

さらに、今月8日には波賀小学校、15日には道谷小学校の閉校式、21日には千種幼稚園の閉園式、そして22日には三土中学校の閉校式がそれぞれ行われます。

これまで、各校園を支えてくださった多くの皆様感謝するとともに、地域のシンボリックな存在である教育施設が閉じた後、地域の活力が減退しないよう、今後、市と地域がそれぞれの役割を担いながら、さらなる地域の活力増強に努めなければと考えております。

こうした中、昨年、地方創成会議から発表された自治体消滅論を契機に、国では「まち・ひと・しごと創生本部」が設置され、5カ年の目標などを定めた総合戦略が策定され、将来に向けた地方のあり方を考える方向性が打ち出されました。

宍粟市におきましても、平成27年度は、今後の宍粟市の行く末を決める極めて重要な年となることから、これまでの10年間の歩みを振り返り、次のステップを踏み出し、新たに挑戦しなくてはなりません。

そのため、この国の動きを機として捉え、市の総合計画、行政改革大綱に加え、地方版総合戦略の策定により、まちの中に市民の笑顔があり、このまちに住み続けたいと思えるようなまちづくりを目指し、積極果敢に取り組んでまいりたいと考えております。

平成27年度の施政方針及び予算案につきましては、後ほど詳しく御説明いたしますのでよろしくお願いいたします。

本定例会におきましては、平成26年度補正予算、平成27年度予算、消防団条例の一部改正、連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結など、48の議案を上程しております。

議員各位には、慎重に御審議を賜り、原案に御賛同賜りますようお願い申し上げ、開会にあたっての御挨拶といたします。よろしくお願い申し上げます。

議長（岸本義明君） ただいまから、第63回宍粟市議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりであります。

日程に先立ち、諸般の報告をいたします。

報告1、地方自治法第180条第2項の規定に基づき専決処分事項の報告書が市長から提出されておりますので、御高覧願います。

報告2、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、例月出納検査の報告書が監査委員から議長宛てに提出されました。その写しをお手元に配付しております



ので、御高覧願います。

報告 3、教育委員会委員長より地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定に基づき、平成26年度（平成25年度事業対象）宍粟市教育委員会点検・評価報告書が議長宛てに提出されました。その写しをお手元に配付しておりますので、御高覧願います。

報告 4、地方自治法第121条の規定に基づき、今期定例会の説明員として出席通知のありました者の職・氏名は、お手元に配付しております議長宛ての報告書・写しのおりであります。

報告 5、本日市長から議案48件が提出されております。

これで報告は終わります。

それでは、日程に入ります。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

議長（岸本義明君） 日程第1、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第89条の規定により、議長より指名します。

5番、飯田吉則議員、6番、大畑利明議員、以上、両議員にお願いいたします。

#### 日程第2 会期の決定

議長（岸本義明君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月25日までの24日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

会期は、本日から3月25日までの24日間に決定いたしました。

#### 日程第3 第1号議案

議長（岸本義明君） 日程第3、第1号議案、宍粟市教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 第1号議案、宍粟市教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

平成26年法律第76号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成27年4月1日より施行されることに伴い、現在の教育長の任期満了後、教育委員会の委員長と教育長を一本化した新たな教育長の設置に当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律第11条第5項において新たな教育長の職務専念義務に関する規定が追加され、教育長の勤務時間等及び職務専念義務が免除される場合について、一般職の職員の例によることとして、新たに条例を制定するものであります。

なお、制定する条例については、現在の教育長の任期満了までは経過措置として従前の規定を適用することとしております。

原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（岸本義明君） 報告は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第1号議案は、総務文教常任委員会に付託いたします。

#### 日程第4 第2号議案

議長（岸本義明君） 日程第4、第2号議案、宍粟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例の制定についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 第2号議案、宍粟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例の制定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

平成27年4月から新たに始まる子ども・子育て支援制度において、新たに給付の対象となる幼稚園・保育所・認定こども園等の利用者負担額について、国が定める額を限度とし、世帯の所得の状況、その他の事情を勘案して実施主体である市が定める必要が生じたため、新たに条例を制定するものであります。

また、条例の制定に当たり、公立施設の利用者負担額を定めております。宍粟市立幼稚園保育料徴収条例及び宍粟市立保育所条例の一部につきまして、本条例と整

合性を図る観点から一体的に改正を行うものであります。

原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（岸本義明君） 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。言うまでもありませんが、皆さん十分に認識されていることと思いますが、あくまでも総括的な質疑にとどめ、自己の意見を述べことは差し控えていただきたいと思います。

また、付託先の委員の方は委員会で質疑をしていただき、本会議ではどうしても市長にただしておきたいという点に絞って、できるだけ簡潔にお願いしたいと思います。

それでは、通告に基づき発言を許可します。

6番、大畑利明議員

6番（大畑利明君） それでは、議案第2号につきまして、幼稚園、保育所あるいは認定こども園の利用者負担額を定める条例に対しまして、何点か御質問したいというふうに思います。

この条例に関連する規則が今日資料いただきましたので、まだ十分読み込めておりませんから、その点は御理解いただいた上でお願いしたいと思います。

まず、利用者負担額につきまして、新制度では、1号認定から3号の認定区分に応じて、国の基準を限度として今市長から提案がありましたように保護者の所得に応じた利用負担額が定められるというふうに認識をしておりますが、この利用者負担額に関する市の基本的な考え方について、1点目御質問したいと思います。

さらに、2点目は、この利用者負担額に関して国は1号認定、2号認定、3号認定のそれぞれにおいてどのような施設であろうとか、事業の種類を問わず同一の水準にするということをお定めしております。

今日、規則を見ましたところ、少し施設の利用によって利用額が違いがあるように受けとめておりますので、そのあたりについて御質問をしたいと思います。

それから、三つ目ですが、この新制度への移行に対しての周知、利用者等への説明が私は十分されていないんじゃないかなというふうに感じております。特に、施設を利用されている方、待機の方、現在子育て中の皆さんに対して今後どのように周知をしていくのか、それについてお考えを教えてください。

以上、よろしくお願いいたします。

議長（岸本義明君） 岡崎教育部長。

教育委員会教育部長（岡崎悦也君） それでは、大畑議員の御質問にお答えをさせ

ていただきます。

まず、1点目の利用者負担に関する市の基本的な考え方でございますが、先ほど市長からも御説明申し上げましたとおり、子ども・子育て支援法では利用者負担額については、政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の状況、その他の事情を勘案して市町村が定める額というふうに規定をされております。よりますて、その条例で定める額の範囲内で定めようとするものでございます。

2点目の負担の考え方の部分でございますが、具体的には先ほども御指摘ございましたように規則で定めると考えておりますので、常任委員会で御説明をさせていただきますが、幼稚園、保育所、こども園それぞれの利用者負担額を定めるというふうに考えておるところでございます。

それから、もう1点、周知につきましては、これまでホームページや広報等で周知をしてまいりましたが、十分ではないなというふうには感じております。と申しますのも、今回利用者負担額の決定とあわせて今後周知に努めていきたいと、このように考えております。

議長（岸本義明君） 6番、大畑利明議員。

6番（大畑利明君） もう少し詳しく聞きたかったのですが、私たちは付託委員会で詳細なことは聞けるんですが、他の議員さんに対してはちょっとこの場で基本的な考え方について、例えば新聞でも今回利用者負担額については相当定住化を図る意味で低減をしているということが書かれておりましたから、どういうところに軽減措置を設けたのか、そういう考え方をもう少し詳しく述べていただきたい。

それから、2点目は、国が定めているのは、それぞれの認定に応じて施設、事業を問わず同一水準にしなければというふうに言っていると思うんですが、宍粟市はそうになっていないと。その理由がなぜかということをお尋ねしておりますので、再度お答えをいただきたいと思えます。

議長（岸本義明君） 岡崎教育部長。

教育委員会教育部長（岡崎悦也君） 今回、保育料の部分でございますが、財政的には公費を投じて2人目以降の保育料を第1子の2分の1、あるいは第1子については低所得者部分について少し見直して、近隣に比較して遜色のない保育料の低減を図ったところでございます。

それから、もう1点、同一水準の部分の考え方でございますが、国では政令で全体的な利用者負担額の上限が示されております。当市におきましては、その他の事情を勘案して市町村が定めるという条項が法律上ございますので、その部分で、こ

れまで幼保一元化等で推進してまいりました考え方を踏襲する中で、先ほど申し上げましたように、こども園、幼稚園、保育所それぞれに利用者負担を設定しようと考えているところでございます。

議長（岸本義明君） 6番、大畑利明議員。

6番（大畑利明君） 二つ目の施設によって違いを設けてあるところについて、市の独自の考え方というふうにおっしゃいましたが、どのような考え方なのかをちょっと教えていただきたいんですけども、実際、1、2、3全てではなくて、私は特に2号認定について、認定こども園を利用される方と保育所を利用される方に違いがあると。今、部長からありましたように、幼保一元化の推進の観点から認定こども園について少し軽減が図られているようなお話でございましたけども、まだ1カ所しかできておりませんし、それは特定の地域に限定されるものだと思うんですね。ほかの地域から認定こども園になかなか行きにくいという事情をはらんでおりますから、やっぱりこの4月以降、市内で子どもさんが行く施設によって利用額が違うというのは、なかなか私は市民に理解が得られないんじゃないかなというふうに思っていますので、その辺についてどういうふうな考慮がされたのか、その辺をお聞きしたいと思いますので、もう一度お願いいたします。

議長（岸本義明君） 岡崎教育部長。

教育委員会教育部長（岡崎悦也君） お答えをさせていただきます。その部分につきましても十分検討をしましてまいりました。市内統一のこども園と保育所で同一にするのか、こども園独自の保育料を導入するのかというところの部分でございますが、先ほど来同じお答えになりますが、これまで幼保一元化を各地域で説明をしましてまいりました。そういった部分を踏襲する中で、その他の事情を勘案して市長が定められるということがございますので、今回そういうふうに考えているところでございます。

議長（岸本義明君） 続いて、1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） 1番、鈴木です。今、大畑議員の質問で大分重なっている部分がありますので、再度ということになる部分もあるんですけども、先ほど大畑議員のほうからもありましたとおり、条例の施行規則というのが本日配付されまして、そちらのほうに明確な金額が載っておりますので、私の質問は条例を見た限りでは規則に金額が示されるということで、市内の保育所と認定こども園の保育料の違い、これは事前に違いが設けられているということは認識していたんですけども、それが規則に反映されているのかどうかという質問でしたが、反映されていなかったもので、

市内の保育所と認定こども園、どちらかというとな認定こども園のほうが低額になっているということの理由をもう一度お知らせください。

議長（岸本義明君） 岡崎教育部長。

教育委員会教育部長（岡崎悦也君） 認定こども園につきましては、これまでの保育所と異なる幼稚園と保育所を合わせ持った機能を持った施設というふうに考えておきまして、新たな施設という考え方の中で独自の保育料を設定したところでございます。

議長（岸本義明君） 1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） 結局、これは子どもの認定、1号認定、2号認定、3号認定という認定に基づいてどういう支給をするかという、国の給付をするか、それに伴って市町村が受益者負担としてどこまで求めて、それ以外の部分は財政負担をするということになっていると思いますけども、そういう意味でいくと、施設が違うということではなくて、2号認定は2号認定、3号認定は3号認定、1号認定は1号認定、これは揺るがないものだと思うんですけども、そこに差をつけた理由にはならないと思いますし、あと1号認定の3歳児に関してはこの規則が多分適用されると思うんですけども、実際にはその機会に恵まれないというか、機会を提供されない子どもたちもいると思いますので、そのあたり、もう一度全市的になぜ差額があるのか、認定は同じなのに、なぜ差額を設けたのか、根拠をお願いします。

議長（岸本義明君） 岡崎教育部長。

教育委員会教育部長（岡崎悦也君） 委員会でも御説明をさせていただいたというふうに記憶をしておるんですが、同一の施設の中で幼稚園の部分、それから保育所の部分を考えますと、幼児教育の時間、同一の施設の中で同一の教育・保育を受ける部分については同様の負担を求めるべきということで、今回の提案となったところでございます。

議長（岸本義明君） ほかに質疑はありませんか。

13番、岡前議員。

13番（岡前治生君） 13番です。私も通告しておったんですよ。

議長（岸本義明君） ごめんなさい、すみません。

13番（岡前治生君） いや、私は保育料について、合併以前からずっと規則で決めるというふうなことになっております。それで、地方自治法の議会の議決事件ということの第4号に、分担金、使用料、加入金もしくは手数料の徴収に関することについては、議会の議決が必要だというふうな条項があって、それでなぜ保育料と

いう、重い人にしてみれば5万円も6万円もの負担を強いられるのに、議会の関与がない、規則で定められるのかということはずっと疑問に思っておったんですけども、この際、規則ではなしに条例で定める、このことができないのかどうか。私は条例で定めて議会の審査に付するべきだと思うんですけども、その点いかがか、市長にお伺いしたいと思います。

それと、もう1点、これは通告してなかったんですけども、以前に委員会で調査していただきたいということをお願いしていた問題ですけども、母子家庭やとか父子家庭については、保育料の軽減措置がこの規則の中でも設けてあります。この間、新聞で私もこういう自治体があるということを知ったんですけども、赤穂市なんかでは、母子、いわゆる結婚してなくてお母さんになったシングルマザーについても、こういうふうないろんな福祉のサービス、今まで対象になっていなかったものを福祉のサービスなり、こういう減免制度の適用をするようになったというふうなことを書いてあって、初めて知ったわけでありましてけれども、今日の規則を読む限りにおいては、まだ母子世帯というふうな表現がされておりますので、いわゆるシングルマザーというお母さんがこの軽減対象に入るのかどうか、その点はどういうふうに判断されておるのか、市長にお聞かせ願いたいと思います。

議長（岸本義明君） 清水副市長。

副市長（清水弘和君） 市長にお答えでございますが、法制的な部分もございますので、私のほうからお答えを申し上げたいと思います。

まず、こういったことを条例で制定することはどうなのかということにつきましては不可能ではございません。しかしながら、条例の関係で国の基準がございまして、他市町の関係、法令改正の中から規則で定めることも可能ということで、国の基準が再々変わってまいります。そういったことにタイムリーに限度として制定するのは、規則のほうがより市民サービスが即実施できるのではないかとということで、これも他市町の関係もしんしゃくしながら、規則といたしております。

あと、母子世帯等についてはちょっと教育部長から。

議長（岸本義明君） 岡崎教育部長。

教育委員会教育部長（岡崎悦也君） 母子家庭の御指摘の部分につきましては、今運用の中でそういう軽減が図られないかという実施に向けた検討をしているところがございますので、担当部といたしましては、その部分についても配慮する必要があるなど、このように考えております。

議長（岸本義明君） 13番、岡前治生議員。

13番（岡前治生君） 副市長のおっしゃることが今までずっとそういう解釈で通ってきたわけでありませけれども、でも、今回こういうふうな保育の制度そのものが大幅に変更になる中で、やっぱり特に少子化対策という意味でも保育料が幾らか、この前も保育料をゼロにするというふうな自治体も出てきておりますけれども、やっぱりそういうふうな時代背景の中で、金額的にいえば先ほども言いましたように、5万円も6万円もというふうな大変大きな金額を負担するのに、ただ規則を毎年国の基準が変わるから、それに連動してある階層ではマイナス15%にするとか、ある階層ではマイナス30%にするというふうなことで自動的に決めていいものなのかどうか。私はやっぱりここは市長の判断で、きちっと条例に提案して議会の議決を得るというふうな格好に、今回にそういうふうにするべきじゃないかなと思いますけれどもいかがですか。

議長（岸本義明君） 福元市長。

市長（福元晶三君） ただいまの御質問については、副市長が答弁したような状況の中で今日まであったと。このことは私も十分承知しておりまして、いかにタイムリーに施行して市民サービスの提供をしていくかというのは大事な部分であります。しかしながら、今おっしゃった意味も当然のことでもありますので、その条例化ができるのか、できないのかを含めて検討させていただきたいと、このように考えますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（岸本義明君） 以上で質疑を終わりたいと思ひます。

ただいま議題となっております第2号議案は、総務文教常任委員会に付託いたします。

#### 日程第5 種3号議案

議長（岸本義明君） 日程第5、第3号議案、宍粟市組織条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 第3号議案、宍粟市組織条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

平成27年度は、宍粟市の最重要課題であります人口減少と少子高齢化に対する取り組みを一層推進し、それぞれの地域で市民一人一人が心豊かに生活できる活気にあふれたまちづくりを目指します。そのためには、まちづくりと人づくりの総合的な推進を一体的に行うことが重要であります。



今回の組織条例の改正では、これらを効率的かつ効果的に行うため、まちづくりと人づくりの組織をまちづくり推進部に一元化し、担当窓口を市民にわかりやすくするとともに、迅速な対応ができ得る組織へと再編を行うものであります。

具体的な改正内容としましては、2点ございます。

1点目は、教育委員会で所掌しておりました人権啓発及びスポーツ振興に関する事務を市長部局が補助執行し、その事務をまちづくり推進部で行うこととあります。

2点目は、健康福祉部で所掌しておりました総合相談、消費者行政及び人権施策に関する事務をまちづくり推進部に移管することとあります。

これらのことによりまして、人づくりとまちづくりをまちづくり推進部で一元的に所掌いたします。

内容を御審議していただき、原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（岸本義明君） 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

通告に基づき発言を許可します。

16番、実友 勉議員。

16番（実友 勉君） 私のほうからは、今市長のほうから説明がございましたので、言うことはないんですが、従来の社会教育の関係のスポーツ事務と、今回、まちづくりのスポーツ振興に関する事、こういったことでどういった違いがあるのかということだったんですが、補助執行をするという、今説明がございました。その補助執行とは両方でやはり分担をして事業をするのかということだけお聞かせください。

議長（岸本義明君） 高橋参事。

参事兼企画総務部長（高橋幹雄君） 今回組織条例に関する改正内容でございますので、私のほうから回答させていただきたいと思っております。

補助執行という御質問でございますので、補助執行の考え方について御説明させていただきます。

補助執行という考え方につきましては、教育委員会の事務を市長部局の職員が担うということとございまして、権限そのものを市長部局のほうに移すという考え方ではなくて、あくまでも補助執行するということとございます。したがって、このスポーツに関する事務の権限につきましては、教育委員会の権限としては残った形にして、実際の業務を市長部局で担うということになりまして、ただ決裁的に

は全て市長部局で専決してまいります。特にいろいろと問題、課題が出てきましたら、もともとの権限を持っておられる教育委員会とよく協議しながら進めてまいるという意味でございます。

議長（岸本義明君） 16番、実友 勉議員。

16番（実友 勉君） 私のほうからは、例えば今名前が変わっているんですが、体育指導委員会、そういったものはどちらのほうで担当になるのかということをお聞かせください。

議長（岸本義明君） 岡崎教育部長。

教育委員会教育部長（岡崎悦也君） 担当につきましては、補助執行の範疇に入るということを考えております。すなわちまちづくり推進部のほうで事務局をさせていただくというふうに考えております。

議長（岸本義明君） 続きまして、1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） 私のほうから3点通告しているんですけども、1点目が今回の改正は健康福祉部からまちづくり推進部に幾つかの事務が移るということが主な改正だと思われるが、その理由ということ。

あと、二つ目が条文中に、これは今まで健康福祉部にあったんですけど、総合相談に関することという事務があるんですけども、これは具体的にどういうものか。

3点目がまちづくり推進部の事務にスポーツ振興、人権のこともそうなんですけれども、教育委員会事務局の事務分掌変更なされるのか、この3点でしたが、提案理由の説明の中でそのあたり御説明いただいておりますので、ちょっと詳しくというか、先ほど人づくりとまちづくりを一体的にするという意味で健康福祉部からまちづくり推進部に事務を移すということだったんですけど、それが市民にとってわかりやすいということ、窓口を一本化して市民にとってわかりやすいというふうにおっしゃってたんですけども、先ほどのスポーツとか人権のこととか、教育委員会に権限というか、事務分掌を残しつつ、権限が市長部局に移行するというのは、逆にわかりづらい状況ではないかと思うんですけども、もう一度ちょっとそのあたり、改正の理由ということを詳しく説明してほしいのと、あとは先ほど2番目に挙げた総合相談というのは一体どういうものなのか、非常にこれ事務分掌に掲げられても、市民にとってはわかりづらいというふうに思いますので、そのあたりもちょっと明確に御説明していただければと思います。

以上、2点です。

議長（岸本義明君） 高橋参事。

参事兼企画総務部長（高橋幹雄君） それでは、鈴木議員の御質問にお答えいたします。

まず、健康福祉部から今回まちづくり推進部に移します業務といたしましては、総合相談と消費者行政、人権施策に関する事務についてでございます。

先ほど市民に対してわかりやすい窓口という御質問でございますので、例えば人権施策に関しましては、今、教育委員会のほうで人権啓発に関する事務を持たれております。健康福祉部と教育委員会のほうでそれぞれ人権の施策を担っておられますので、この部分につきましては、今回まちづくり推進部に一元化することで、市民にとっては窓口がわかりやすくなるのではないかなというふうに考えております。

それと、先ほどの補助執行の関係でございますけれども、権限は教育委員会に残しながら、事務を市長部局でしていくということでございますけれども、通常の業務におきましては市長部局で完結して行うということ、もし、やっていることにつきまして非常に疑義があるということになりましたら、最終的な権限を持たれている教育委員会と相談するというところでございますので、通常業務を行う範囲では市民の皆さんにわかりにくくなるということにはならないと。市長部局で一元的に担っているということで、わかりやすくなるのではないかなというふうに考えております。

それから、総合相談という業務でございますけれども、これは市民の皆様が市役所に相談したいと思われるあらゆる相談を含んでおります。例えば人権に対するものでありますとか、クーリングオフなどの商品の購入に関する、消費者に関するものなど、多様な内容の御相談がございます。御相談をお受けいたしますと、できる限り市で対応できるものは市で対応し、市の対応範囲を超えている場合などは必要に応じて関係機関のほうへ取り次ぎをしていくという対応を行っている状況でございます。

以上の2点でよろしかったですか。

議長（岸本義明君） 続いて、13番、岡前治生議員。

13番（岡前治生君） 似たような質問になるうかと思うんですけども、組織をどうするかということは、市長の専権事項になりますので、どうこうということはいえないと思うんですけども、ただ、心配するのは、先ほどからも出ておりましたように、市長が言われるスポーツ立市というふうなことも含めてスポーツ行政をまちづくり推進部にといい思いがあるうかなとは思いますが、しかし、この長い歴史の中でやっぱりスポーツというのは教育委員会の社会体育の位置づけという

ふうなことが大変長くて、今お聞きしてみますと、事務はまちづくりでやるけれども、執行は教育委員会というふうなことになる、余計でもその事務が混乱するのではないかなと思います。その点については市長の考えもお聞かせ願えたらと思うんですけども、補助執行するという意味合いも私はもうひとつよくわからないんです。

それと、もう一つ、まちづくり推進部ができたのが多分前期やったかなと思うんですけども、このまちづくり推進部がそのときそのときのトップの考え方によって、いろいろと事務の変更を強いられる、こういうことでまちづくり推進部というのが名前は広くて何をするのかわからないというふうなことに繋がってしまわないのか。市長が思われているような格好でスポーツも含めてまちづくりでするんですよというふうなことが市民的に理解されるのかどうか、その点お聞かせください。

議長（岸本義明君） 福元市長。

市長（福元晶三君） 私が今回こういう組織で御提案申し上げたのは、冒頭申し上げたとおりであります、これまでややもすると、人づくりの部分とまちづくりがそれぞれのセクションを分けていろいろやっておったと。どうもあちこちでやっておるんじゃないかなと、こういう観点もしておりました。特に人権施策においても、あるいは福祉に係る相談業務においてもそうではありますが、これからは私はやっぱり地域包括、あるいは健康、さらにまたまちづくり、それぞれのアプローチを一元的に考えなくてはならないだろうと。それはこれからの地域創生をしていく上では、やっぱり何を言うても人づくりがあってこそ、それぞれが進むのではないかなあと、こう考えております。したがって、人づくりとまちづくりを一体的にやって、なおかつ健康という側面の中でスポーツという部門も包括的にすべきではないかなと、そういう考え方の中で一元的にやっていきたいと。

ただ、教育行政の中にあっては、学校教育と社会教育、両面があります。それは教育委員さんの所管の中であるわけでありまして、現実、方向性はそこで決めていただくことは、現法律の中でありまして、実際に当たっては包括的にやるほうが、一体的にやるほうが市民の皆さんからよりわかりやすいと、このように私は判断しております。

議長（岸本義明君） 13番、岡前治生議員。

13番（岡前治生君） 確かに市長の考えでやられたらいいことなんで、なかなか議会として口を挟むところにはならないと思うんですけども、今、まちづくりとか人づくりというふうなことでいえば、農業、林業も十分関係してくるし、宍粟市

の場合は大変重要な意味を持ってくるわけですね。ですから、そういうふうな考え方をされるのであれば、産業部の中の林業であるとか、農業の後継者づくりというふうなものも包括的に入れて、やっぱりまちづくり全体として考えるんだというふうなことにならないと、産業部だけは別ですよというふうなことになると、今の市長の答弁からすると、何か筋が一本通ってないんじゃないかなというふうな気がします。産業部においても当然人づくり、まちづくりが大きくかかわってくるわけですから。その点いかがですか。

議長（岸本義明君） 福元市長。

市長（福元晶三君） 当然でありまして、全部局それぞれいろんな施策を展開しているのは基本的にはやっぱり人づくりはそれぞれ網の目を張り込まなくてはならないだろうと、こう思っております。しかしながら、焦点化した施策を推進するには、ただいま御提案申し上げているとおりであります。ただ、今後、地方創生あるいは地域創生という観点の中で、そういった窓口を明確にして、全部局が横断的にできるような体制も整えていくと、こういう方向でやっておりますので、今後平成27年度に向けてさらに強固にしていきたいと、このように考えています。

議長（岸本義明君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております第3号議案は、総務文教常任委員会に付託いたします。

#### 日程第6 第4号議案

議長（岸本義明君） 日程第6、第4号議案、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 第4号議案、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

平成26年法律第76号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成27年4月1日より施行されることに伴い、現在の教育委員長制度の廃止により設置される新たな教育長の給与・服務等について必要な条例の整備を行うものであります。

まず、第1条、宍粟市職員定数条例の一部改正において、教育長が一般職から特

別職へ移行することから、現在の教育長を定数から除く規定を削除し、第2条穴粟市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正において、教育長が教育委員会の委員を兼ねる場合の報酬の支給調整及び教育委員長の報酬を規定から削除し、第3条穴粟市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正において、市長及び副市長と同様に教育長を規定するとともに、給料月額については、現在の教育長と同額を支給するものであります。

次に、第4条穴粟市議会委員会条例の一部改正において、議会の委員会に出席を求める職を教育委員長から教育長に改正し、第5条において穴粟市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例及び穴粟市教育委員会教育長の給与の特例に関する条例を廃止することとしております。

なお、改正する条例については、現在の教育長の任期満了までは経過措置として従前の規定を適用することとしております。

内容御審議の上、原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。  
議長（岸本義明君） 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

通告に基づき発言を許可します。

1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） 私からは2点を伺いたいと思います。

この条例制定に伴って教育長は常勤の特別職ということになるんですけど、前までは一般職という部分もあったということなんですけど、これで常勤の特別職ということになるんですけども、実際にこの報酬自体も金額は変わらないんですけども、特別職の報酬として規定が変わるということで、この特別職報酬等審議会というのが開催されたのかどうかということ。

あと、今回の法改正によって特別職になりますので、法改正によってですかね、任命とか任期等が若干変わってくると思いますし、また、地方公務員法の適用、一般職ではなくなるということで、その適用がどうなるのか。この2点について伺います。

議長（岸本義明君） 高橋参事。

参事兼企画総務部長（高橋幹雄君） それでは、鈴木議員の御質問にお答えいたします。

まず1点目の穴粟市特別職報酬等審議会が開催されたのかどうかということでございます。今回の改正につきましては、教育長の報酬の額を変更するものではない

ということで、同額という位置づけになっておりますので、報酬審議会については開催はしておりません。

それから、2点目の今回の法改正による教育長の任命、任期、地方公務員法の適用についてですけれども、法律の附則によりまして、現在の教育長は教育委員としての任期満了まで従前の例により在職することとなっております。よって、新しい教育長は議会の同意を得た上で現任者の任期満了後の本年6月3日から3年間の任期で市長が新たに任命することになります。また、特別職となることから地方公務員法の適用は受けないということになります。

以上でございます。

議長（岸本義明君） 続いて、13番、岡前治生議員。

13番（岡前治生君） 今5名の教育委員がおられると思うんですけれども、先ほど今の教育長については6月3日で任期満了で、その後3年間というふうな話がございましたけれども、あとの委員さんについてはそれぞれいつが任期満了になるのか、お示し願いたいと思います。

それと、今回の改正については大津のいじめ事件が発端となってもっと教育委員会がいろんな意味で責任を持ってというふうなことがきっかけになったと思うんですけれども、それに相反して、ある意味教育長に集中するんじゃないかというふうな議論も一方では行われております。その点についてはどういうふうに市長なり教育長はお考えなのか、お聞かせ願いたいと思います。

議長（岸本義明君） 岡崎教育部長。

教育委員会教育部長（岡崎悦也君） 制度改正のことですので、私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

まず、他の委員さんの任期なんですけど、ちょっと記憶の範囲なんですけど、今の委員長が平成30年、それからもう一方、田中委員が平成28年、金本委員と弓削委員が平成29年だったと。ちょっと月日までは記憶をしておりません。申しわけございません。という状況でございます。

それから、権限の部分ですが、御案内のとおり今回の教育委員会制度の改革につきましては、大津にも代表いたしましたように、その責任の明確化というのが一つの柱になっているところは御案内のとおりでございます。

しかしながら、今回の法改正では、教育委員会を合議制の執行機関として残して、最終的な決定権限は教育委員会ということに変わりはありません。したがって、教育長に権限が集中するというふうには考えておりません。

また、改正法においては、教育長に委任された事務等の管理や執行状況について、教育委員会へ報告することが明記をされるなど、そういった部分のチェック機能も充実強化されることから、繰り返しになりますが、権限の集中はないものと、このように考えております。

議長（岸本義明君） 13番、岡前治生議員。

13番（岡前治生君） 13番です。教育長に権限が集中しないというふうな解釈ですけど、従来であれば教育委員長が教育委員会を招集して、そして教育長といえども一委員としての参加であったと思うんですけども、それが今度は教育長自身が招集して会議を開く、会議を開かないということも教育長の権限に当たるわけで、そういう意味で何を取り上げて何を取り上げないかということについても教育長の権限になるかと思うんですね。そういう意味でのやっぱり権限が大きくなるということは確かじゃないですか。

議長（岸本義明君） 岡崎教育部長。

教育委員会教育部長（岡崎悦也君） 責任の明確化と教育委員会の運用の部分では御指摘の部分もあるかと思えます。ただ、今回も教育委員さんから教育委員会を自ら開催できるというような逆に御指摘の部分に対しての補完というようなことも明記をされております。やはりそこは合議制の執行機関ということの基本を忘れることなく運用することが非常に肝要かなと、このように思っております。

議長（岸本義明君） 以上で質疑を終わりたいと思えます。

ただいま議題なっております第4号議案は、総務文教常任委員会に付託いたします。

#### 日程第7 第5号議案

議長（岸本義明君） 日程第7、第5号議案、宍粟市行政手続条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 第5号議案、宍粟市行政手続条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

国民の権利利益の保護の充実を目的とした行政手続法の改正が平成27年4月1日に施行されることに伴い、本条例を根拠とする処分や行政指導についても同じ趣旨の改正をしようとするものであります。

内容としましては、処分または行政指導を求める制度と違法な行政指導の中止等



を求める制度を新設すること、並びに実施する行政指導の権限・根拠等の提示を行政指導を行う市の機関に義務づけするものであります。

内容御審議の上、原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（岸本義明君） 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

通告に基づき発言を許可します。

6番、大畑利明議員。

6番（大畑利明君） 行政手続条例の一部改正について御質問をしたいというふうに思います。

まず、行政手続法とこの手続条例の関係で申し上げますと、手続法というのは、地方公共団体が条例とか規則に基づいて実施する処分及び届け出、あるいは公共団体が行う行政指導については適用除外になっているというふうに思います。そういうことを前提にお伺いをしたいわけですが、今条例改正では、まず、3条で適用除外項目についての改正がございますが、改正案では、第3条の適用除外とする処分及び行政指導について、各号を従来は明記しておりましたが、今回は明記せずに、全て改正手続法の3条1項の各号にするというふうに改正案が示されておりますが、先ほど申しましたように、手続法というのは公共団体が行う条例・規則に基づいて実施する処分、行政指導については適用しないわけですから、従前どおりこの条例において各号を明記すべきだというふうに考えますが、その点のお考えをお伺いしたいと思います。

それから、行政指導の方式について、第33条第2項1号に根拠となる法令というふうに書いてございますが、これは条例を含むというふうに解釈をしていいのかどうか、お伺いをいたします。

さらに、第36条に処分等の求めという条項がございますが、この2項4号にも根拠となる法令という記述がございますが、これも条例を含むというふうに解していいのか、お伺いをいたします。

それと、もう1点、第35条あるいは第36条に申し出についての定めがございます。申出人の保護についてどのように考えておられるのか、お伺いしたいと思います。申出人が処分、あるいは行政指導の相手方に特定されてしまった場合については、申出人が不利益を受けるおそれがございます。そのようなことが起きないための措置、そういうものをどのように考えておられるのかお伺いしたいと思います。

以上です。

議長（岸本義明君） 高橋参事。

参事兼企画総務部長（高橋幹雄君） それでは、大畑議員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の行政手続法と行政手続条例におきます適用除外の考え方についてでございます。まず、今回のこの改正の基本的な考え方について御説明いたしますと、従前の行政手続法と行政手続条例では、行政庁が行政処分や行政指導する際における行政庁側の手続を定めているものでありましたけれども、今回のこの改正によりまして、市民等が行政庁に行政処分等を求めることができるという制度が創設され、市民等の側の手続が定められたものでございます。

そのことによりまして、行政処分等の対象となる市民等がわかりやすい制度としていくためには、これまで以上に法律と条例を一体的に実施していく必要があるというふうに考えております。

市民等が市に行政処分を求める行為の根拠が法律か条例かによって求めることができる場合が違うという事態が生じないように今回の改正では法律と条例の表現や規定ぶりを統一しようとするものでございます。

今回御質問にありました適用除外についてでございますけれども、現在3条のほうに適用除外事項を列記をしておりますけれども、この内容につきましても現在の行政手続法の適用除外項目を基本的に引用しておる内容になってございまして、これまでも適用除外につきましては、法と条例において差はないというふうに考えております。

今後につきましても、同様の考え方でございますので、法律から引用しているということを明確にしたほうが市民の皆様にとっては法律、条例、同じ適用除外だということがわかりやすくなるということで、今回の条例改正をさせていただいております。

2点目と3点目、第33条と第36条の根拠となる法令に条例が含まれているのかという御質問でございますけれども、今回、条例の第2条のほうに各文言の定義を明記しております。法令の内容には、条例を含むというふうに規定しておりますので、当然条例も含まれているというふうに解していただくことになると思います。

それから、申出人の保護についてでございます。申出人の氏名等、個人情報個人情報保護条例に基づきまして適切に管理されるべきものでありますので、行政処分等の相手方に特定されるようなことがあってはならないというふうに考えております。したがって、個人情報の管理に一層厳密に取り組んでいく必要があると

いうふうに考えております。

また、申出人が特定されないように、より慎重を期すということでは、例えば申出人の申し出に基づく行政処分等であるという趣旨の通知を相手方にする場合に、申出人が特定されるおそれがあるというふうに思われる場合は、この行政処分等の申し出があったということは、そのことは伏せて行政処分の相手方に通知するといったことも取り組まさせていただきますというふうに思っております。

なお、今回の法改正、条例改正の内容につきましては、職員研修等を十分に行いまして、周知徹底を図ってまいりたいと思っております。

○議長（岸本義明君） 6番、大畑利明議員。

6番（大畑利明君） 行政手続法と行政手続条例の関係がそのように整理されているのであれば安心をするわけですが、ただ、今回提案されております第35条の2項の第3号でいいますと、ここには当該行政指導がその根拠とする法律または条例の条項というふうに、ここは法律と条例を分けて記述をしております。その以外の、私が質問した部分については法律のみでございますので、条例が含まれるのかということが気になったわけですが、今答弁にありましたように、全て含むということでありましたら、この第35条2項3号の部分については、矛盾するのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

それと、もう1点は、個人情報の保護を徹底して図っていただきたいし、職員研修もしっかり行っていただきたいというふうに思うわけですが、現実、現在でもその申出人の保護が十分されていないという事例を幾つか聞いておりまして、非常にそういう行政指導に対しての市民に何らかの不利益が及んでいるという事例も耳にしたことがございますので、これはもう是非徹底をしていただきたいというふうに思います。

それで、その第35条2項3号についてのもう一度御答弁をお願いしたいと思います。

議長（岸本義明君） 高橋参事。

参事兼企画総務部長（高橋幹雄君） 35条2項3号の関係でございますけれども、今回の改正につきましては、行政手続法と行政手続条例の関係につきましては、基本的に考え方を同一にしているということで、それぞれ法令等には条例も含まれているという考え方でございますので、35条につきましてはの考え方も基本的には同じ考え方でございます。条例文言の整理につきましては、内容を十分もう一度確認させていただきますと思います。

議長（岸本義明君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております第5号議案は、総務文教常任委員会に付託いたします。

日程第8 第6号議案

議長（岸本義明君） 日程第8、第6号議案、宍粟市個人情報保護条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 第6号議案、宍粟市個人情報保護条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

独立行政法人制度の改革のための独立行政法人通則法の改正が平成27年4月1日に施行されることに伴い、条例の改正をしようとするものであります。

内容としましては、職員が国家公務員の身分を有するとされていた従来の特定独立行政法人が廃止され、新たに行政執行法人が設けられたことに伴い、条例中の当該文言を改正するものであります。

原案に御賛同賜りますよう、よろしく申し上げます。

議長（岸本義明君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。本議案については通告がなされておりましたが、ありますか。

（「なし」の声あり）

議長（岸本義明君） ないようですので、質疑を終了いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております第6号議案は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

第6号議案は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。発言通告が出ておりませんので、これで討論を終わりたいと思います。

続いて、採決を行います。

第6号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

第6号議案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第9 第7号議案

議長(岸本義明君) 日程第9、第7号議案、宍粟市消防団条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長(福元晶三君) 第7号議案、宍粟市消防団条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

平成25年12月13日に交付をされました消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律を踏まえ、安全・安心なまちづくりを進めるため、その中核を担っていただいております消防団員の確保と意識高揚、さらに団員の処遇の改善のため、今回団員報酬の改正を行うものとしております。

内容御審議の上、原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長(岸本義明君) 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

通告に基づき発言を許可します。

13番、岡前治生議員。

13番(岡前治生君) 今年の当初予算を見ますと、消防団員報酬ということで1,794万7,000円が計上されておりますけれども、この金額に対して地方交付税の基準財政需要額で示されている金額というのは幾らなのか、わかるでしょうか。

議長(岸本義明君) 高橋参事。

参事兼企画総務部長(高橋幹雄君) それでは、岡前議員の質問にあります普通交付税にどの程度算入されているのかということでございます。

この点につきましては、普通交付税におきましては、標準団体10万人を算出し、一定の補正はありますものの宍粟市の規模に置き替えた額が基準財政需要額に計上されているということでございます。

当然、標準的な自治体を想定したものであり、宍粟市のような地理条件等を加味したものではないため、実団員数も大きくかけ離れたものになっておりますけれども、算入額としては約1,800万円程度が算入なされているというふうに考えております。

議長（岸本義明君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております第7号議案は、総務文教常任委員会に付託いたします。

日程第10 第8号議案

議長（岸本義明君） 日程第10、第8号議案、宍粟市火葬場条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 第8号議案、宍粟市火葬場条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

近年のペットブームにより、また愛玩意識の高まりなどから、宍粟市においては収骨業務を必要とする動物火葬が年々増加傾向にあります。

収骨を必要とする動物火葬は、必要としないものと比較しまして火葬時間や火葬手間が多くかかる作業となっております。そこで、収骨を必要とする動物火葬について適正な火葬使用料を徴収することを目的に、新たに収骨の必要な動物の場合の火葬場使用料を設けるものであります。

また、土葬等により火葬されていない遺体については、焼骨にしないと改葬ができませんが、これまでは使用料徴収に係る運用措置として徴収していたものを新たに埋葬済みの遺体の火葬を加え、火葬使用料の明確化を図ろうとするものであります。

さらに、現在火葬場施設における休日を1月1日とし、運用にて実施しておりますが、実態を踏まえ今回規定に加えようとするものであります。

内容御審議の上、原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（岸本義明君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

以上で質疑は終わります。

ただいま議題となっております第8号議案は、民生生活常任委員会に付託いたし

ます。

日程第 1 1 第 9 号議案

議長（岸本義明君） 日程第11、第9号議案、宍粟市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 第9号議案、宍粟市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

改正内容は大きく3点あり、1点目は、来年度より設置する「地域おこし協力隊員」の報酬額を設定するものであります。

2点目は、市医・学校医・学校歯科医の報酬額を医師会等との協議により、県立高等学校の学校医等の報酬額と同額まで減額するために所要の改正を行うものであります。

3点目は、学校薬剤師の報酬額について、近隣市町の報酬額と比較して安価であったため、増額改定するものであります。

内容御審議の上、原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（岸本義明君） 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

通告に基づき発言を許可します。

6番、大畑利明議員。

6番（大畑利明君） 第9号議案について質問をさせていただきたいと思っております。

ただいま提案理由の説明にありましたように、この学校医あるいは薬剤師の適用範囲について御質問したいというふうに思うんですが、まず一つは確認でございますが、幼稚園の園医・歯科医・薬剤師というのが学校医あるいは学校歯科医、学校薬剤師の区分に含まれるというふうに考えていいのかどうか、1点お伺いしたいと思います。

それから、二つ目が、従来は市立幼稚園と保育所が同列の適用範囲でございましたが、幼稚園がそういうように切り離されるのであれば、保育所薬剤師はなくなっているというふうにこの改正案では思うわけですが、もしそうでありますならば、なぜ保育所薬剤師がなくなるのか、その理由についてお聞かせいただきたいと思います。

議長（岸本義明君） 岡崎教育部長。

教育委員会教育部長（岡崎悦也君） まず1点目の幼稚園の部分については御指摘のとおり幼稚園は学校教育法に位置づけられておりますので、その中に含むというふうに御理解をいただきたいなと思います。

それから、もう1点、保育所薬剤師の部分でございますが、今回の整理の中で、これまで保育所においては薬剤師を配置をしておりません。配置をした実態がございませんでして、現時点においても配置の予定がございませんので、今回の整理にあわせてその部分を省いたというところが今回の条例改正となっております。

議長（岸本義明君） 6番、大畑利明議員。

6番（大畑利明君） 保育所に従来適用になっていた薬剤師がその実態がないから外したというお答えでよろしいですか。

議長（岸本義明君） 岡崎教育部長。

教育委員会教育部長（岡崎悦也君） 義務規定もございませんでしたことを踏まえて、実態が配置をしておりませんでしたので、今回整理をさせていただいたということでございます。

議長（岸本義明君） 6番、大畑利明議員。

6番（大畑利明君） 確かに学校保健安全法の中には保育所は含まれていないというふうには思うんですが、学校薬剤師につきましては、全ての仕事を私は理解しておりませんが、やはり子どもの飲料水の安全ですとか、プールのことですとか、あるいはネズミとか害虫に関する事とか、いわゆる教育環境とか子育て環境も含めて、これまでは幼稚園・保育所は同列で置いてあったのではないかなと、実績があるかないかは別にして。むしろ同じ幼稚園・保育所レベルの子どもさんたちの安全ということを考えるならば、その実績がなかったというのがおかしいのであって、実績をつくっていく必要があるのではないかなというふうに思っています、その保育所を適用外にするのはいかがなものかなというふうに考えるわけですが、その辺についてもう一度お願いします。

議長（岸本義明君） 岡崎教育部長。

教育委員会教育部長（岡崎悦也君） 御指摘のとおりだと思います。より環境をよくするためにはそういったことがあっていいのかなというふうに思っております。今後、相手さんもございますので、環境の充実に向けた、そういった部分が整いましたら、そういったさらに改正をさせていただいて、保育所にも配置をするようなことに努めていくのかなと、このように思っております。

議長（岸本義明君） 以上で質疑は終わりたいと思います。



ただいま議題となっております第9号議案は、総務文教常任委員会に付託いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

午前11時まで休憩いたします。

午前10時49分休憩

---

午前11時00分再開

議長（岸本義明君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第12 第10号議案～第11号議案

議長（岸本義明君） 日程第12、第10号議案、宍粟市介護保険条例の一部改正についてから、第11号議案、介護保険法の委任による指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備、運営等の基準を定める条例の一部改正についてまでの2議案を一括議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 第10号議案及び第11号議案の2議案につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

最初に、第10号議案、宍粟市介護保険条例の一部改正につきましては、平成27年度から改定する介護保険料について、要介護認定者数やサービス見込み量を推計し、介護報酬改定等の影響を反映させ、第6期の計画期間中に必要となる第1号被保険者保険料を見込み、基準月額を5,900円とし、あわせて政令の改正に伴い、所得に応じた区分をこれまでの6段階から国の標準段階に合わせ9段階に所得段階を見直すものであります。

また、平成27年度から、消費税による公費を投入して、特に所得の低い方を対象に、保険料軽減を行う仕組みが設けられることに伴い、宍粟市においても国の基準により、保険料軽減を実施するものであります。

さらに、介護保険法等の改正により、現行の介護予防給付事業のうち、介護予防訪問介護と介護予防通所介護を市町村が地域の实情に応じた取り組みができる介護保険制度の地域支援事業に移行することとなります。

宍粟市において、新しい総合事業への円滑な移行をするための体制整備等その準備に一定の期間が必要であるため、条例の一部を改正し、その施行日を平成29年3月31日までの間、猶予する規定を設けるものであります。

次に、第11号議案、介護保険法の委任による指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備、運営等の基準を定める条例の一部改正につきましては、国の第三次地域主権一括法の施行に伴う介護保険法の改正により、指定介護予防支援等の事業に関する人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準、指定介護予防支援サービスの指定申請資格のうち、法人の有無に係る基準及び地域包括支援センターが実施する包括的支援事業に関する基準につきましては、市が条例で定めることとなったため、国が省令等で定める基準を基本として、これらの基準を条例で定めるものがあります。

内容御審議の上、原案に御賛同賜りますよう、よろしく申し上げます。

議長（岸本義明君） 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

通告に基づき発言を許可します。

6番、大畑利明議員。

6番（大畑利明君） 第10議案について、質問をさせていただきたいというふうに思います。

保険料基準月額についての質疑をまず1点目させていただきたいと思うんですが、65歳以上の方の第1号保険料ということで、今回、6期の介護保険料が基準月額5,900円とされております。第5期の保険料4,950円から950円のアップ、実に19%もアップしたことになると思います。

5期でもいろいろ検討をされて、基準月額が5,570円の見込みであったものが、当時全国平均を上回るという理由から減額への調整がされております。介護給付準備基金の活用でありますとか、あるいは財政安定化基金の取り崩しによって620円の減額がされて、最終5期の基準月額が4,950円に設定されたというふうに思います。

しかし、今回につきましては、財政安定化基金の取り崩しが認められていないのと、それからこの介護給付準備基金の一部適用はございますけども、減額が23円にとどまっております。この保険料の基準額につきましては、5期と6期と大きな対応の違いが僕はあるんじゃないかなというふうに思っております。この今回の6期につきましても何らかの公費の投入によって低所得者の保険料軽減を図るべきではないか、あるいは本来の基準月額自体の引き下げも検討すべきではないかと思いますが、その辺についてのお考えをお聞かせください。

それから、二つ目は、介護給付費の見込み額についてでございます。この保険料の月額がアップしている要因に、この介護給付費の増額があるというふうに思います。第5期からこの給付費の総額が12%アップいたしております、約131億円がこの6期の3年間で見込まれております。

今後もその待機者の解消を図っていくとか、あるいは認知症の高齢者なり、ひとり暮らしの高齢者が増加するということが見込まれておりますから、施設とかグループホームとか、そういう居住系のサービスの必要性が高まるということは理解をするわけですが、現在の6期でもこれだけアップをする、これはさらに次の6期の間にこういう施設整備を続けると、また7期はさらに大幅なアップになるということで、とてもこれはやっていけないんじゃないかなというふうに考えておりますし、市の財政から考えても大変厳しくなるんじゃないかなというふうに思いますので、この介護給付費の総額自体を抑えていくという何らかの工夫が私は要るんじゃないかなというふうに思いますが、その辺についてお答えをいただけたらというふうに思います。

以上です。

議長（岸本義明君） 浅田健康福祉部長。

健康福祉部長（浅田雅昭君） 御質問の点、お答えをいたします。2点いただいております。

まず、保険料の基準月額の関係でございます。介護保険料の基準月額の見直しについてでございますが、今、議員申されましたとおり第5期については、介護保険事業基金のほぼ全額を見込んだ取り崩しということで、第5期の保険料が設定をされております。ただ、6期におきましては基金残高がありません。今、介護保険特別会計で平成26年度決算見込みを含めると約1,000万円が残るかどうかという状況でございますので、その残る基金残額1,000万円の充当を見込んで今回第6期の介護保険料を算定をさせていただいております。いわゆる基金がないという状況でございます。

それから、2点目、公費投入による保険料軽減についてでございますけども、市長の提案の説明でも申しましたように、国の制度によりまして平成27年度からと、平成29年度からの2段階に分けて、公費をもって実施することとされておりますので、これ以上の対策については非常に難しいというふうに思っております。

それから、続いて、給付費の総額の見込みの見直し、この点についてでございますけども、やはり今回の第6期の見込みにつきましても実績等々、それから将来の

推計等も勘案いたしまして推計をさせていただきました。いわゆる実績等に見合わない推計見込みをするということになりますと、第6期の初年度から介護保険財政が赤字という状況も予測されます。こういう状況になりますと、かえって将来のさらなる介護保険料の高騰ということにもなりますので、今回第6期につきましては、これまでの施設給付費を含めた実績、あるいはまた将来の見込み、それから制度改正、このたび介護報酬の減額改定が行われましたけども、そういった制度の改正の精査をして、将来の総額の見込みを出しておりますので、介護保険料を引き下げただけだけの給付費の見込みの減額については、これはなかなかできないというふうに思っています。

ただ、言われましたとおり、今後第7期、第8期とこのままでいきますと、今現状での推計もいたしております。6,000円台、7,000円台と当然高額になってまいりますので、やはりこれは将来的な介護保険制度そのもののあり方ということ、それからまた、それぞれ負担割合、公費で持つもの、それから保険料で賄う、この負担割合、このことについて十分検討が必要かなというふうに思います。

以上でございます。

議長（岸本義明君） 6番、大畑利明議員。

6番（大畑利明君） 保険料基準月額のところでございますが、第5期については国の平均を上回るということが一つのポイントとして減額についての考え方がされておりますね。今回でいいましたら、国の平均というのは幾らぐらいになるんでしょうか。

議長（岸本義明君） 浅田健康福祉部長。

健康福祉部長（浅田雅昭君） 国の平均というのはまだ確定的なところが出ておりません。ただ、5,000円台ということは情報では聞いております。今、宍粟市では月額5,900円ですけども、国の全国平均ではまだ宍粟市よりは低い額というふうに現段階での情報は得ております。

以上です。

議長（岸本義明君） 6番、大畑利明議員。

6番（大畑利明君） 最後にしますが、私もいろいろ聞いてみますと、国の平均はもう少し下回っているというふうに聞いています。その国の平均を上回る自治体はいろんな手だてを講じてまして、基金の活用とかをやっているんですが、先ほど部長は基金がないというふうにおっしゃった。これは確かに5期で多くの基金を取り崩しているわけですから、そういう無計画なことをやるから、今のところ6期にし

わ寄せが僕は来ていると思うんで、ないからだめだということではなくて、ないならほかの手だてを考えるとというふうなことを是非検討をしていただきたいというふうに思います。

それと、もう一つ、公費を投じた軽減措置、確かに国の基準では低所得者のところの措置がしてありますけども、これだけ月額を国より上回るのであれば、さらにそれよりも公費を投じてさらに軽減を図れないかということをおし上げておりますので、それは月額保険料が下がるのであれば、さらにそういうことは必要なくなるとは思いますが、このままいかれるのであれば、もう一度本当に検討いただきたいというふうに思います。

以上です。

議長（岸本義明君） 浅田健康福祉部長。

健康福祉部長（浅田雅昭君） 基金がないから、なければ他の方法ということ等々もありました。いわゆるこの介護保険制度は全国的な保険制度でございますので、ただ、今、国が示しておるのは一律的に例えば低所得の部分について基準から下げるとということについては、これは適切でないというふうな状況でございます。

ただ、今現在、宍粟市の場合は標準の所得段階でいっております。ただ、ほかの他市町では多段階制度ということも実施しておりますので、これは将来的な検討課題かなと思います。ただ、いわゆる第1号被保険者からいただく保険料の総額には変わりはないので、それがどの階層でお世話になるかということになります。

それと、もう1点、基金以外の他の公費ということでございますけども、基本的に介護保険制度では公費の法定の繰り出し部分については決められておりますので、それぞれ各自治体が独自に公費をもって、いわゆる法定外の繰り入れをするのが妥当かどうかというところの議論は必要になってこようかと思っております。

以上でございます。

議長（岸本義明君） 続いて、1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） 私からは第10号議案の介護保険条例の一部改正について、四つほどちょっとお伺いしたいんですけど、まず、今回保険料の段階をこれまでの6段階から9段階にするということで、その際、この議案を見たんですけども、介護保険法施行令第38条第1項第1号に掲げるもの、2万9,700円というのが今度3万5,400円になるというふうになっているんですけども、これは事前の報告では3万1,860円に変更になるのではないかと。これは、附則の12号にうたってあ

るんですけども、この第3条とこの附則12の整合というか、考え方についてが1点目です。

2点目は、保険料の改正について、周知が必要だと思うんですけども、どのように周知をするのか。これまでどんな周知がされたのか。今後どうするのかというのが2点目です。

3点目は、先ほど大畑議員の指摘にもあったとおり、このままでは介護保険が上がってだけで非常に実質の経済的な物理的な負担と、あと、どんどん負担が増えるのではないかという精神的な不安ですね、そういったところが大きいと思いますので、やはり保険料を上げないため、給付を抑えるため、抑えると言うとちょっと語弊があるかもしれないですけども、やはり抑制するために適切にするための施策というのが一方で議論されていかなければいけないと思うんですけども、そのあたりの具体策をちょっとお伺いしたいのが3点目です。

4点目が今回の改正の条例の附則6に、介護予防日常生活支援総合事業に関する経過措置というところがうたわれているんですけど、この申しわけないです、これはちょっと条文を見ただけでは何を言っているのか、わけがわからないので、その解釈と実際にここに該当する事業はどういったものが計画されているか、具体策、この4点についてお伺いします。

議長（岸本義明君） 浅田健康福祉部長。

健康福祉部長（浅田雅昭君） それでは、4点につきまして御質問いただきましたので、順次お答えをさせていただきたいと思います。

まず、第3条と附則12との整合につきましてですけども、まず第3条につきましては、保険料の多段階化、いわゆる9段階になるということは既に政令が公布され、施行が確定しておりますので、9段階の額を定めております。

一方、附則12の低所得者の軽減強化、これにつきましては、多段階化とは別に定める政令が改正予定でございますので、その政令が改正され次第対応できるようにということで、附則で規則委任をいたしてございます。要するに、保険料のまず多段階の額を確定をします。それと、別途政令が出ます軽減強化の該当となる額を決めていくという今度の制度になっておりますので、御理解いただけたらなと思います。

それから、保険料の周知についてでございますけども、これまでも同様に介護保険料の額については、最終年度の最終の定例議会での決定ということになってきております。いわゆる今回につきまして国々の制度、あるいは政令等々の改正が非常

に際、際ということがございますので、これまでにつきまして4月の仮算定の通知、あるいはまた本算定が7月でございますので、7月の本算定の通知でそれぞれ個人に周知を図っております。それからまた、広報等を通じてのお知らせをしておりますので、今回につきまして同様な方法でそれぞれ周知を図っていきたいというふうに思っております。

それから、保険料を上げないための施策でございます。いわゆるこれは特に介護予防事業というのは、今もやっておるんですけども、やはりさらにできるだけ介護を要する状態にならないような健康寿命を延ばす、そんな施策が重要というふうに思っております。今現在もそういう観点の中で事業に取り組んでおります。

例えばこの平成26年度から本格的に実施しております「いきいき百歳体操」、これはたくさんの参加者に実施をしていただいておりますけども、さらに多くの方に参加を呼びかけていきたいなというふうに思っております。また、今後、気軽にできるウォーキング等々、やはりそういった健康づくりにも継続的に取り組めるような事業も展開をしていって、やはり介護予防等々に努め、結果として介護給付費の総額の抑制に繋げていきたい、そんな考えでおります。

最後に、附則6の解釈とそれから具体策についての御質問でございますけども、介護予防と、それから日常生活支援総合事業という名称でございます。このことにつきましては、介護保険制度の改正、見直しによりまして要支援1と2の方の予防給付のうち、通所介護と訪問介護がこれまでは全国一律の給付費だったわけですけども、それぞれ市町村の地域支援事業に移行するということになりました。このことに伴いまして、サービスを提供いただく担い手の確保、あるいはその体制を整備しなければなりません。国においてもこの第6期の期間中の平成27年、28年の2カ年の猶予期間を設けて、最終的には第6期の最終年度であります平成29年4月から全ての市町村で実施するようという考えで、この制度はできておりますので、宍粟市といたしましても、どのサービスをどこに担っていただくのか、例えば簡単な電球の交換などにつきましては、近隣の住民の方や老人クラブ、あるいはボランティアなどにお願ひできないだろうかとか、また、清掃等の生活支援サービスについては、例えばシルバー人材センターとか、他の各団体の方々にお願ひできないかとか、そういった担い手の体制整備が必要でありますし、また、市民の方への周知も含めて時間を有しますので、この猶予期間内にその体制整備を行おうとするものがございます。そういった内容をこの附則の中で規定をしております。

以上です。

議長（岸本義明君） 1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） 保険料の改正については、今後周知を図るということなんですけども、実際には下がることに関しては特に根拠みたいなものはそんなに求められないと思うんですけども、実際に今回大分負担が増えるという部分が多いので、是非ともなぜその負担が増えざるを得ないのかということとは、相当細かく理解していただくために、やはり周知が必要だと思いますので、その具体策みたいなものは是非とも今後委員会のほうで審議いただければと思います。

あともう一つ、介護予防というか、保険料を上げないための施策についてなんですけども、これまで何度か質問というか、聞いたときには、介護認定が1から2とか、2から3というふうに上がっていくことはあっても、下がることはあまり想定されていなかったり、実際にも実績がないというふうな感じのお答えをいただいているんですけども、実際には認定の3から2とか1になったときには、結局地域で今度から受け入れるという話になると思うんで、どうしてもやっぱり一度認定されてしまうと、その認定を上げることを抑制するというのと、もう一つはやっぱり下げていくということ、自立という意味で、促していくということ、その受け皿はやっぱり地域で整備していかなくちゃいけないという意味があると思いますので、もう一度今後、1、2は地域でということは先ほどの猶予の期間の中に整備していくということは伺っているんですけど、実際には3から2とか、4から3にと、介護の認定を下げていくというような施策みたいなものは何かあるのか。そのあたりももう一度お願いします。

議長（岸本義明君） 浅田健康福祉部長。

健康福祉部長（浅田雅昭君） まず、考えておりますのは、まず介護認定になるべくならないような取り組みがまず第一に考えています。それから、今議員言われたように、要支援2であった人が要支援1になるとか、介護認定を外れる、いわゆる今行っておりますいきいき百歳体操であるとか、いろんな介護予防事業をすることによって、介護認定が下がることもあります。現実にはいきいき百歳体操をされた方がやはりこの体の動きとか、今までできなかったことが少しできるようになったとか、そういうこともございますので、そんな予防事業を積極的にさらに進めていくというのが一つ。

それから、既に要介護状態の方がございますので、こういう方々につきましては、いわゆるリハビリを取り入れていくとか、そういう専門的な部分が当然必要になってきますので、そういう専門的な方が必要な事業と、あるいはそれまでの地域の



方々と一緒にできるような、そんな取り組み、それぞれの段階に分けて今介護予防、それからなるべく介護の状態にならない取り組みということも今考えて進めております。

以上です。

議長（岸本義明君） ほかにありませんか。

13番、岡前治生議員。

13番（岡前治生君） 一つは、今回の介護保険料を算出するに当たっては、平成27年、28年、29年の3年間、介護保険料を変えなくて済むようなサービスの見込み量を出して、それで全体として割ってされていると思うんですけども、初年度、2年度についてはどの程度の黒字を見込んで、今回の数字を算出されているのか、お聞かせ願いたいと思います。

それと、今回から大きく介護保険法が変わることとして、一つは施設入所は要介護3以上でないといけないと。それと基本的には要支援というのを介護保険から外して自治体の事業にしていくというふうな、いいことではないですけども、介護保険からしたら費用としてはマイナス効果になるような話が出ておりますけれども、そういう点で今回の算出に当たってマイナスになる効果というふうなものはどの程度見てあるのか、お聞かせ願いたいと思います。

それと、一番今心配されているのが、今言った要支援が介護保険から外れる、そして平成29年の4月と言われたと思うんですけども、それから始まるというふうなことで、かえって予防介護であるとかというふうなところに手厚く資金を投入することができなくなって、結果的には介護保険の施設入所者が増えてしまうというふうなことも考えられますので、そのあたり市の体制としてどういうふうにおられるのか、お聞かせ願いたいと思います。

それと、今回の介護保険事業計画の中で、収入の判定が厳しくなっております。一つは、平成28年8月から第2、第3段階の年金収入者には非課税年金、障害者年金、遺族年金も含めて判定しますというふうに書いてありますし、これもマイナス要因として預貯金が単身で1,000万円、夫婦では2,000万円を超える場合については、平成27年8月から特定入所者介護予防サービスは利用できませんというふうなマイナスになる要素やプラスになる要素や、今回5段階のが9段階になって、ある程度収入がある人はたくさん払うというふうなことになっているんですけども、それらを総合的に判断して、今言ったようなマイナスになる要素、プラスになる要素、それぞれどういうふうなことであるのかというふうなところを委員会のほうに一度

提出していただいて、プラスマイナスこうだから、この通常の今回は第5段階になりますけれども、5,900円という数字になるというふうなことになったのか。そこら辺の計算式を一度出していただけたらと。今回介護保険が改悪、私たちは改悪と言いますけれども、変わるということで大変ややこしくなっておりますので、その点詳しい資料の提出をお願いしますが、いかがでしょうか。

議長（岸本義明君） 浅田健康福祉部長。

健康福祉部長（浅田雅昭君） 今回介護保険料の算定に当たっての資料につきましては、所管の委員会のほうにも提出をさせていただいて御審議いただきたいと思っております。

たくさん御質問いただきましたので、個々にはちょっと現段階でお答えできない部分もございますけれども、いわゆるこの介護保険料、議員が言われましたように、3年間をもってトータルの中で計算をしておりますので、当然初年度は赤字とか黒字とかいう判断ではございません。やはりそれはこの中でプラスマイナスゼロというのが基本的な考え方だろうと思っております。

それと、いわゆる要支援の方々の総合事業、当然この部分につきましては、先ほども申しましたように、移行のための担い手とか、そこら辺の整備が必要でございますので、それまでの間につきましては当然現状の対応でいきますから、今サービスを利用されている方に対して不利益が生じるというものではございません。その部分について、また2年間の猶予期間の中でと申しましたけれども、その間の中で極力なるべく早くそういう移行ができるような努力もしていきたいなと思っております。

その他の部分につきましては、御質問いただいた内容につきましては、それぞれできるだけ委員会のほうに資料の提出というふうな形でさせていただきたいと思っております。

議長（岸本義明君） 13番、岡前治生議員。

13番（岡前治生君） 13番です。認識をはっきりさせておきたいと思うんですけども、僕は介護保険というのは、3年ごとに変わっていくもので、それで3年間は第1号の介護保険料というのは基本的には固定して3年間もらわなければならない。だから、初年度と次年度については少なくとも黒字になって、ある程度の基金を次年度に持ち越す、そういうふうな決め方をしなければ3年間同じ料金ではいけないわけですね。借り入れをするということになると、また次の、借り入れをするということも可能なんですけども、借り入れをしたら、その借り入れをした分を次の

3年間に上乘せしていかないけないというふうなことで、できるだけその3年間で赤字にならないようにというふうなことで決めてあるはずなんで、そういう意味で黒字という言葉かいいのか悪いのかはわかりませんが、どの程度のお金が余って、次年度と最終の平成29年度に持っていかれるような試算がしてあるのか、その点をお聞かせください。

議長（岸本義明君） 浅田健康福祉部長。

健康福祉部長（浅田雅昭君） 具体的なことにつきましては、また担当委員会のほうに御報告をさせていただきたいと思います。基金ということで私の解釈が間違っていたらごめんなさい。いわゆる基金を積むためにその部分も含めて保険料に算定しているのではないと。当然その第6期の中でいわゆるプラスマイナスゼロという形でそれが基本的な考え方であるということでお答えさせていただきました。詳しいことにつきましては、委員会のほうに資料提出等々させていただきます。

議長（岸本義明君） 13番、岡前治生議員。

13番（岡前治生君） 私はその考え方はおかしいと思うんですね。予算上はプラマイゼロの予算を組まなければならないけども、現実執行する上では、その3年間の介護保険料を変えないために、初年度と次年度は少なくとも黒字決算になるような介護保険料を設定しなければならないはずなんです。ですから、予算上はプラマイゼロで組まなければならないけれども、現実問題としてはきちっと黒字になる予算というか、見込みで介護保険料を設定されたんでしょうということを確認しているわけです。

議長（岸本義明君） 浅田健康福祉部長。

健康福祉部長（浅田雅昭君） 具体的な数値的なことが出ましたら、その部分については担当の委員会のほうにも御報告させていただきます。

議長（岸本義明君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております第10号議案から第11号議案までの2議案は、民生生活常任委員会に付託いたします。

#### 日程第13 第12号議案～第13号議案

議長（岸本義明君） 日程第13、第12号議案、宍粟市予防接種健康被害調査委員会条例の一部改正についてから、第13号議案、宍粟市少子化対策事業助成条例の一部改正についてまでの2議案を一括議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 第12号及び第13号議案につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

最初に、第12号議案、宍粟市予防接種健康被害調査委員会条例の一部改正につきましては、予防接種健康被害調査委員会は、市が実施する予防接種による健康被害の発生に際し、当該事例について医学的見地からの原因、責任の所在、疾病の状況及び診療の内容に関する資料収集、必要な検査等を実施し、できる限り早急な事故の原因究明を行うことを任務としています。

このことから、委員会が早急な原因の究明等を行うには、予防接種事業に伴う関係資料を保有する行政側の職員を委員会の委員とすることが必要と判断し、このたび市職員2人を委員に追加する改正を行うものであります。

次に、第13号議案、宍粟市少子化対策事業助成条例の一部改正につきましては、特定不妊治療費助成事業について、国において母体保護等の観点から、通算助成回数を10回から6回へ見直しが見直しがなされ、また、通算助成期間を5カ年度とする制限を撤廃する制度改正が行われたところであります。このことを受け、市としても国の制度改正と同様の制度とする改正を行うものであります。

次に、妊婦健康診査費助成事業においては、引用している母子保健法の改正に伴う適用条項の改正を行うものであります。

内容御審議の上、原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（岸本義明君） 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

通告に基づき発言を許可します。

13番、岡前治生議員。

13番（岡前治生君） 今の市長の提案説明で内容はわかったんですけども、こういうふうな不妊治療の助成制度ができてから、実際に不妊治療の実績ですね、はたいうふうなことになっておるのか、わかりましたらお聞かせ願えたらと思います。資料を委員会に出していただいても結構です。

それと、今は県の制度に合わせるということで、回数を10回から6回、5カ年という期間を撤廃するというふうな内容の説明であったんですけども、私、不勉強でわからないんですけども、回数を減らして限度年数を撤廃するということは、ある意味改正に繋がるのか、サービスの削減に繋がるのか、その点はいかがですか。

議長（岸本義明君） 浅田健康福祉部長。

健康福祉部長（浅田雅昭君） 2点の御質問をいただきましたので、お答えをさせ

ていただきます。

まず、不妊治療の実績でございます。これまで平成25年度の実績につきましては、申請件数36件、助成額約310万円強の助成を行っています。これまで過去も含めまして実の申請された方が69人ありまして、そのうち39の方が妊娠をされました。約半分強の方が妊娠ということになっております。

それから、通算助成期間5年の件でございます。これにつきましては、国の検討会でこれまでの実績の分析がされました。医学的知見も踏まえて特に不妊治療の治療技術の進歩によりまして、身体への負担の少ない治療法が選択できるようになってきたことと、それから国の制度はこれまで年間助成回数の制限を設けておりましたということがあったんですけども、今回のこの制度改正でこの年間の助成回数の制限も撤廃されましたので、比較的早期に集中的に治療が行われるようになったということで、その通算助成期間を設ける必要がなくなったことや、それから精神的負担の軽減にも繋がるということでございますので、不妊治療の後退ということにはならない、いわゆる集中的にできるようになったということでございます。

以上です。

○議長（岸本義明君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岸本義明君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております第12号議案から第13号議案までの2議案は、民生生活常任委員会に付託いたします。

日程第14 第14号議案

○議長（岸本義明君） 日程第14、第14号議案、宍粟市農業共済条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 第14号議案、宍粟市農業共済条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

農業災害補償法施行規則並びに園芸施設共済損害認定準則等の関係告示の一部が改正されたことにより改正を行うものであります。

内容としましては、園芸施設共済において、被災施設の再建を確実なものとするため、時価ベースの補償に加え、農家の選択により再建に要する費用補償を追加できるようにすることと、被災施設を撤去するための人件費等を要する場合があります。

とから、これらを撤去費用の対象に追加することで、施設の復旧への補償の拡充を行うものであります。

原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（岸本義明君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

これで質疑は終わります。

ただいま議題となっております第14号議案は、産業建設常任委員会に付託いたします。

#### 日程第15 第15号議案

議長（岸本義明君） 日程第15、第15号議案、宍粟市手数料条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 第15号議案、宍粟市手数料条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

統合型地理情報システムの地図発行につきまして、現行条例での地図及び土地情報データの交付手数料が旧一宮町の条例内容を引用しており、現状ではその運用が実情にそぐわない点があるため、実情に応じた内容に改正するものであります。

原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（岸本義明君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

これで質疑は終わります。

ただいま議題となっております第15号議案は、産業建設常任委員会に付託いたします。

#### 日程第16 第16号議案

議長（岸本義明君） 日程第16、第16号議案、宍粟市下水道条例の一部改正につい

てを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 第16号議案、宍粟市下水道条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

平成26年12月1日に、下水道法施行令が一部改正され施行されましたが、その内容につきましては、除害施設設置基準の中のカドミウムの濃度を、1リットル中0.03ミリグラムにし、基準をより厳しくするというものとなっています。

これによりまして、宍粟市下水道条例の除害施設設置基準の中のカドミウム濃度を下水道法施行令と同じ基準に改めようとするものであります。

原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（岸本義明君） 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

通告に基づき発言を許可します。

6番、大畑利明議員。

6番（大畑利明君） 16号議案につきまして、質問させていただきたいと思っております。

ただいま提案がありました除害施設等の設置基準の改正でございますが、これは下水道法施行令の改正は、昨年11月19日に行われたというふうに認識をいたしております。

その中のカドミウム及びその化合物、つまりこれ発がん性物質ということで、大変危険なものだというふうな認識をもって、さらに、水質汚濁法防止とかも含めて基準が改正されたもの、強化されたものというふうに思っております。

そこで、この改正によりまして、宍粟市内の除害施設の設置を必要とする事業所がどの程度あるのか、お伺いをしたいというふうに思います。

それと、2点目は、先ほど申しました上位法は、昨年11月19日で改正でございますので、本来であれば12月議会に条例改正の上程がされてしかるべきかというふうに思うわけですが、なぜこの3月議会まで条例改正が遅れたのか、その辺についてお答えをいただきたいと思っております。

議長（岸本義明君） 前川建設部長。

建設部長（前川計雄君） 私のほうから先ほどの2点の質問に対してお答えさせていただきます。

市内の除害施設の事業所につきましては、そうめん工場等もございますので、あ

わせると約250カ所ございます。今回の改正であるカドミウム及びその他化合物の除害施設を要する事業所は、現在のところありません。

また、下水処理場での流入水の水質検査は毎年行っておりますが、現在でもカドミウムが検出されたことはございません。

上位法である水道法や下水道法施行令の改正は、昨年12月改正でありました。先ほどありましたように、少し遅いのではないかとということでしたが、12月の議会、12月1日の改正になっておりますが、手元に届いた文書がもう12月の議会が始まっておりますので、今回の条例改正とさせていただきます。

以上でございます。

議長（岸本義明君） 6番、大畑利明議員。

6番（大畑利明君） 対象事業所はないというお話でございました。特に、上水道の流入口では、十分調査をして検出はされていないという話でございましたけども、その場所だけではなくて、宍粟市内全体において、水だけやなしに土壌のこともございます。土のこともございますので、その対象事業所がないということは、どういう調査に基づいて行われているのか、その辺をちょっともう一度お答えをいただきたいというふうに思います。

さらに、この遅れについて、手元に届いたのが12月段階だったということですが、やはり、こういう非常に市民の健康を害する問題でありますとか、あるいは、事業上の操業にかかわる問題でございますから、やっぱり追加議案という手だても僕はあったんじゃないかなというふうに思いますので、その辺はもう少し慎重に答弁されるべきかなというふうに思いましたので、2点目は結構ですが、1点目について、どのような調査方法でもって確認をされているのか、教えていただきたいと思います。

議長（岸本義明君） 前川建設部長。

建設部長（前川計雄君） 下水処理場での流入水の検査は、各処理場ごとに行っております。その結果、カドミウムが検出されていないという結果が出ております。もちろん、処理した後の排水基準につきましても検査をしておりますので、それについても当然カドミウムの検出はないということでございます。

議長（岸本義明君） 6番、大畑利明議員。

6番（大畑利明君） 流入水のところだけの調査になっているので、そうではなくて、こういう事業所が設置基準を満たしている、満たしていないの調査がどのように行われているのかということをお尋ねしているんです。流入水のところだけでは



なくて、市内全体のどこに、いろんな工場が250でしたか、事業所が設置されているわけですから、それについてこのカドミウムについての基準をクリアしている、していないという調査をどのようにされているのかということをお伺いしております。

議長（岸本義明君） 前川建設部長。

建設部長（前川計雄君） 先ほどの質問ですが、それは下水処理場に限らずということでございますか。宍粟市の地理上の話ですか。それについては、私のところの管轄は上下水道の施設のみの管理しか行っておりませんので、ちょっとわかりかねない点があります。

以上です。

議長（岸本義明君） 清水副市長。

副市長（清水弘和君） 市民の方の健康関係で最も重要なことでございます。

現在のところ、私が把握していますのは、事業所からの申請に基づいてのみやっておると。申請については、そのカドミウムが使用されないということで把握しておるという状況でございますので、どんなところもまだあるのかということについては、今後、さらに今の環境に配慮した調査とか、また立ち入りとか、そういうことも含めてやっていく必要があるというふうに思っております。

また、先ほど御質問のありました12月1日施行が、何で今になったんやということについては、事務の不備があったと言わざるを得んともございますので、ひとつおわびを申し上げたいと思います。

議長（岸本義明君） 以上で質疑は終わります。

ただいま議題となっております第16号議案は、産業建設常任委員会に付託いたします。

#### 日程第17 第17号議案

議長（岸本義明君） 日程第17、第17号議案、宍粟市診療所使用料及び手数料条例等の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 第17号議案、宍粟市診療所使用料及び手数料条例等の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

宍粟総合病院の使用料及び手数料につきましては、これまで消費税率の改正に伴う料金改正は行っております。しかし、本体料金につきましては、平成14年4月以

降据え置きの状態、県下自治体病院の中でも低額な料金設定となっております。

現在、病院経営は厳しい状況にありまして、経営改善に向けその取り組みの一つとして、低額を維持してきた診療に係る使用料及び手数料について改正をするものであります。

また、宍粟総合病院の使用料及び手数料の改正に伴い、宍粟市診療所及び宍粟市夜間応急診療所の診療に係る使用料及び手数料について、あわせて改正をするものであります。

内容を御審議の上、原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。  
議長（岸本義明君） 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

通告に基づき発言を許可します。

13番、岡前治生議員。

13番（岡前治生君） それぞれ引き上げになったりとか、引き下げになったりとかというふうなことでばらばらなんですけども、委員会でよろしいですので、なぜ今回この金額になったのかということがわかる資料を是非出していただきたいなと思いますけれど、いかがですか。

議長（岸本義明君） 広本総合病院事務部長。

総合病院事務部長（広本栄三君） 失礼します。基本的な考え方のところのみ御説明をさせていただきたいと思っております。

使用料、手数料の設定額についてですが、同じ西播磨で急性期病院を担っております赤穂市民病院なんですけど、僻地医療の拠点病院、また臨床研修病院ということで同じ指定を受けておりまして、当院と目指す方向が一緒の病院がこの近くにございます。その赤穂市民病院と同じ金額、健康診断料、死体検案料、診断書料、証明書類等をさせていただきました。

また、市内の2保健診療所と夜間応急診療所についても同額の、同様の考え方で設定をさせていただいております。

よろしく申し上げます。

議長（岸本義明君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 以上で質疑は終わります。

ただいま議題となっております第17号議案は、民生生活常任委員会に付託いたします。

日程第18 第18号議案～第19号議案、第21号議案

議長（岸本義明君） 日程第18、第18号議案、宍粟市立学校設置条例の一部改正について、第19号議案、宍粟市立幼稚園設置条例の一部改正について及び第21号議案、波賀町スクールバス設置及び管理条例及び波賀町遠隔地幼児童、生徒通園通学費助成に関する条例の廃止についての3議案を一括議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 第18号議案、第19号議案及び第21号議案につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

最初に、第18号議案、宍粟市立学校設置条例の一部改正につきましては、平成21年8月に策定した宍粟市学校規模適正化推進計画に基づき、学校規模適正化について各地区において協議をいただけてきました。

波賀中学校区においても、地域の委員会、保護者・地域住民との意見交換を重ね、平成25年2月27日の地域の委員会において、学校規模適正化の実施を地域として決定をいただき、同年6月18日、保護者や地域住民の代表者、学校関係者による地区協議会を設置し、その後、新校の開校に向けて協議・決定いただけてきました。このたび、開校に向けた協議が終了したことを受け、学校設置条例の一部改正を提案するものです。

内容としましては、平成27年3月31日に波賀・野原・道谷の3小学校を廃止し、平成27年4月1日から新たに波賀小学校を宍粟市波賀町安賀748番地2に設置しようとするものです。

この間、保護者・地域の皆さんに子どもたちの教育環境を第一義に考えていただいて、学校規模適正化の実施を決定いただいたものであります。

次に、第19号議案、宍粟市立幼稚園設置条例の一部改正につきましては、平成21年8月に策定した宍粟市幼保一元化推進計画に基づき、幼保一元化について各地区において協議をいただけてきました。

千種中学校区においても、地域の委員会、保護者、地域住民との意見交換を重ね、平成25年1月18日の地域の委員会において、幼保一元化の実施を地域として決定いただき、同年8月29日、保護者や地域住民の代表者、学校関係者による地区協議会を設置し、平成27年4月1日に千種認定こども園（仮称）を開設することを決定いただき、その後、開園に向けての協議・決定をいただけてきました。

このたび、開園に向けた協議が終了したことを受け、平成27年3月31日に千種幼

稚園・千種幼稚園鷹巣分園・千種北幼稚園を廃止するため、幼稚園設置条例の一部を改正するものであります。

この間、保護者・地域の皆さんに就学前の全ての子どもたちの教育・保育環境の充実を第一義に考えていただいて、幼保一元化の実施を決定いただいたものであります。

最後に、第21号議案、波賀町スクールバス設置及び管理条例及び波賀町遠隔地幼児、生徒通園通学費助成に関する条例の廃止につきましては、旧波賀町で実施していたスクールバスの運行を新市において引き継ぎ運行することで合併調整がなされ、現在に至るものですが、本年4月1日に波賀中学校区の学校規模適正化を実施するに当たり、新たに遠距離通学対策としてスクールバスを運行することから、旧町条例の暫定施行条例である波賀町スクールバス設置及び管理条例及び波賀町遠隔地幼児、生徒通園通学費助成に関する条例を廃止しようとするものであります。

内容を御審議の上、原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。  
議長（岸本義明君） 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。12時を過ぎますが、このまま続けたいと思いますので、御了承いただきたいと思っております。

通告に基づき発言を許可します。

1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） 私は、第19号議案と第21号議案の2議案について質問をさせていただきます。

まず、第19号議案の幼稚園設置条例の一部改正についてなんですけども2点。

まず、今回の条例改正で、実際には千種幼稚園、また千種幼稚園の鷹巣分園、あと千種北幼稚園が廃止というふうになるんですけども、現在、休園中の土万幼稚園、また、これから休園措置がとられる予定の野尻幼稚園はどのような対応になるのか、お聞かせください。

2点目は、子ども・子育て支援新制度で1号認定の3歳児ということの扱いがこれまでもいろいろ議論されているんですけども、この設置条例でどのように位置づけられるのか、ほかの条項等でうたわれている部分もあるかと思うんですけど、その位置づけをお伺いしたいと思います。

以上、2点です。

ごめんなさい、第21号も言っておきます。すみません。

第21号議案は、波賀町のスクールバスの設置とか、あと通学補助、通学助成に関

する条例の廃止ということなんですけれども、先ほど、市長の提案理由の説明の中にもあったとおり、今回、これ廃止したことによって、どこかの条例今ある市のそういったスクールバスとか通学費助成の条例に引き継ぐというか、包括されるというふうに認識しているんですけども、実際、その条例があるのかというか、どこに包括というか、含まれていくのか、もしくは新たな条例の制定というのがないのか。

あと、もう1点は、スクールバスの運行・通学費補助、これが市の規定に基づくと、どのように変更になるのか。

以上、合わせて4点ですかね、お願いします。

議長（岸本義明君） 岡崎教育部長。

教育委員会教育部長（岡崎悦也君） それでは、私のほうから、まず第19号議案に関する2点の御質問にお答えをさせていただきたいなと思います。

まず1点目、休園中の土万幼稚園・野尻幼稚園は、どのような対応になるのかということですが、今回は、千種の部分を条例提案をさせていただいております。その考え方に関しましては、幼保一元化のいわゆる認定こども園ができたところから休園をしようという考え方でございます。したがって、土万幼稚園・野尻幼稚園については、特段廃止ということではなく、休園という形で考えているところでございます。

それから、1号認定の3歳児について、この条例でどのように定めているのかということですが、今回の条例につきましては、施設の設置に関する部分についてのみの改正を行うものでございまして、3歳児の部分について、今回提案しているものではございません。

続きまして、第21号議案のスクールバスの条例でございますが、今回、波賀町域におきますスクールバスの設置及び管理条例等を廃止して、この後は他の地域でもそうでございますが、規則によって定めて運用してまいりたいとこのように考えております。

それから、スクールバスの運行または通学補助の変更につきましては、現在、補助制度を持っておりますが、基本的にはこの部分につきましては、全てスクールバスに乗っていただきますので、補助制度は必要がなくなるという状況でございます。

以上です。

議長（岸本義明君） 1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） まず、第19号議案の件なんですけども、先ほどちょっと答弁の中で幼保一元化施設の協議が整ったところから休園というお話だったんですけど、

廃園でいいですね。で、実際には、まだ協議中とかという部分では休園措置という使い分けと言ったらちょっとあれですけども、という定義の違いがあるというふうに認識していいかと思うんですけども、実際、保育年限とかに関しては、どの条例でうたっているのか、ちょっともう一度お聞かせ願えればなと思います。第19号に関してです。

あと、第21号に関しては、先ほど条例ではなくて、規則か何かでうたわれているということだったんで、是非、委員会のほうにその規則等の提出を求めます。

以上、2点お願いします。

議長（岸本義明君） 岡崎教育部長。

教育委員会教育部長（岡崎悦也君） 先ほど御指摘のとおり、協議中の部分は休園でございまして、幼保一元化施設、認定こども園の設置が決まった地域の幼稚園については廃園といたしますか、そういう閉園といたしますか、そういう整理でございませう。

それから、3歳児の1号認定の部分はどこでうたわれているかという御質問ですが、この部分につきましては、幼稚園設置条例、今回の一部改正ですが、その条例の第4条で、市内に有する者であって、満4歳から小学校就学前に達するまでの児童が入園者というところが、その4歳、5歳を規定しているところでございます。

それから、第21号議案でございしますが、そのスクールバス等の規則につきましては、委員会で御提示をさせていただきたいなど、このように思っております。

議長（岸本義明君） 1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） 最後ですけども、先ほどの第19号議案の設置条例の4条に保育年限の定めがあるというふうに伺ったんですけども、その辺ちょっと条例を手元に持っていないんですけども、その中で先ほど言ったのは1号認定の3歳児なので、保育年限が3年になる児童というか、子どもの定め、どこの幼稚園に通うかという定めが野尻幼稚園は3年にするというお話だったと思うんですけど、先ほど野尻幼稚園は休園ということになるということは、その整合はどのようにとっていくのか、最後、その点だけお伺いします。

議長（岸本義明君） 岡崎教育部長。

教育委員会教育部長（岡崎悦也君） 法制上は、第4条には野尻幼稚園は満3歳からとすると、第4条はそのまま残ってございます。

一方で、野尻幼稚園を休園することによって、波賀幼稚園に通園をしていただくわけですが、その部分の3歳児の部分につきましては、3歳児教育の実施要綱の中

で、子どもたちの3歳児教育を実施をしていく、このように整理をしております。  
議長（岸本義明君） 続いて、13番、岡前治生議員。

13番（岡前治生君） 13番です。一つは、学校の波賀の3校の廃校ということになるわけでありましてけれども、市民の方からいただいた毎日新聞の記事に、学校を統合するばかりではなくて休校という扱いで、今、宍粟市も進めております新しい住民がその校区に入ってきた場合には、その学校を再開するとか、そういうふうな事例が出ておることを知りました。ですから、やみくもに規模適正化ということで学校を統廃合するばかりが能じゃないんだなというふうなことです。

市長や教育長も御存じかとは思いますが、それぞれ10年近く休校していた学校を再開したりとか、生徒1名だけで再開したりとかというふうなこともあります。やっぱり学校というのは地域の中での大きな中心的な存在であるというふうなことで、10年間は統廃合はしないというふうなことを決めておる自治体もあるようでございますし、やっぱり今の計画を進めるばかりが宍粟市の活性化であるとか、規模適正化が宍粟市の活性化に繋がるとは限らないと思うんですけども、その点は市長はどのようにお考えですか。

それと、もう1点、波賀のスクールバスの設置条例等の関係なんですけれども、これは遠隔地児童等の多分統一ができていなかった部分が、統一できたから廃止というふうなことになっておるのか、新年度の当初予算で見えますと、遠距離通学支援事業補助金ということで467万2,000円盛ってありますけれども、先ほどの説明では、バス通学になるから全て要らないんだというふうなこともありましたけども、例えば、私の住んでいる水谷なんかについてはバス路線がありませんから、補助金という形で、助成金という形で遠隔地児童や幼稚園児に払われておったと思います。その点はどうなるのか、お聞かせください。

議長（岸本義明君） 福元市長。

市長（福元晶三君） 第18号議案の関係の御質問で廃校でなく休校ということではありますが、現在、進めておる学校規模適正化、昨日も冒頭お話ししたとおり、7小学校があったわけではありますが、地域の皆さんの代表の御挨拶の中で、地域としては学校を残してほしい、しかしながら、将来の子どもたちに苦渋の選択をしたと、こういうお話でありました。さらに、子どもたちのそういう多いなる羽ばたきに大いに期待するとこういうことでありまして、大変な苦悩の中で決断されたと、このように思っております。

したがって、私としては子どもたちの教育環境を十分整えるという、この市の重

要な責務がありますので、その方向で進めていきたいとこのように思っています。

議長（岸本義明君） 岡崎教育部長。

教育委員会教育部長（岡崎悦也君） 現行のスクールバスの通園補助との関係でございますが、御指摘の具体例でございました水谷の部分でございますが、その部分につきましてはスクールバスで子どもたちに通学をしていただくということを考えておりますので、補助制度の適用は要らないと、このような状態となっております。

議長（岸本義明君） 6番、大畑利明議員。

6番（大畑利明君） 第19号議案の関連質疑よろしいでしょうか。

議長（岸本義明君） はい。

6番（大畑利明君） ありがとうございます。

先ほど鈴木議員の質疑の答弁の中で、波賀幼稚園の3歳児について実施要綱で行うという答弁がございましたが、条例上の定めのないものを実施要綱のみで実施するということに対して、いかがなものかなというふうに思うんですが、それについて見解をお伺いしたいと思います。

議長（岸本義明君） 岡崎教育部長。

教育委員会教育部長（岡崎悦也君） 条例上に定めがあることが望ましいというふうにも考えるところでございますが、就園区域の変更をしていただく波賀の幼稚園の部分については、もとよりそういう規定がございませんので、その部分を要綱でしようとするものでございまして、特に違法性はないとこのように考えております。

議長（岸本義明君） 6番、大畑利明議員。

6番（大畑利明君） 市長にちょっと見解を伺いたいんですが、やっぱり波賀地域でこの間いろいろ議論があって、そういうことが地域の皆さんとも合意をされたということであれば、はっきりと条例上に私は明記すべきだというふうに考えておるところです。

それと、もう1点、もっと大きな視点でいいましたら、子ども・子育て支援新制度が上位法として3歳児からの幼稚園の教育を認めているわけです。上位法にそういうことがあるわけですから、本来的にはそれを受けた条例をきっちり出してくるということが望ましいんじゃないかというふうに思うわけですが、それについて市長の見解を伺いたいと思います。

議長（岸本義明君） 福元市長。

市長（福元晶三君） 議員の波賀の地域での幼保一元化の動きについては、これま



で教育委員会のほうからも、それぞれ逐一御報告があったと思います。これまでの経過の中で、波賀幼稚園、また野尻幼稚園の3歳児のあり方についてもいろいろあったわけではありますが、野尻幼稚園の保護者の皆さんから、是非区域外就園でもいいのでそちらへ行かせてほしいと、さらにまた3歳児も続けてほしいと、こういうことでありました。

そういったことを踏まえて、先ほど担当部長が申し上げたとおり、要綱の中でその整理をして、実態としてはこれまでの波賀の教育と変わらないと、こういう方向で進めていきたいと。

ただ、今後、市全体には幼保一元化についても課題もたくさんありますが、市全体にいろんな形で整ったときに、私はその段階も含めて、いずれかの段階で条例の中でこのことはまた御議論をしていきたいと、このように思っています。そういう観点で、今思っているところであります。

議長（岸本義明君） 以上で質疑は終わります。

ただいま議題となっております第18号議案、第19号議案及び第21号議案の3議案は、総務文教常任委員会に付託をいたします。

ここで暫時休憩をいたします。

午後1時10分まで休憩いたします。

午後 0時14分休憩

---

午後 1時00分再開

議長（岸本義明君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第19 第20号議案

議長（岸本義明君） 日程第19、第20号議案、宍粟市青少年問題協議会条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 第20号議案、宍粟市青少年問題協議会条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

国の第三次地域主権一括法の施行による地方青少年問題協議会法の改正に伴い、同法の組織のうち会長及び委員の要件に関する条項が削除されたことにより、本条例について「会長は、市長をもってあてる。」ことの条項について削除し、「会長は委員の互選により定める」ことの規定を追加するものであります。

あわせて昨今の複雑多様化する青少年問題への対応や指導育成を推進するため、委員の定数を増員する改正を行うものであります。

内容を御審議の上、原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。  
議長（岸本義明君） 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

通告に基づき発言を許可します。

13番、岡前治生議員。

13番（岡前治生君） 13番です。説明があったんでわかったんですけども、15人から20人に5人増やすということなんですけれども、これについては何か根拠があるのかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

それと、もう1点は、その5名についての選出方法はどのように考えておられるのか、お聞きいたします。

議長（岸本義明君） 岡崎教育部長。

教育委員会教育部長（岡崎悦也君） 5名の増員の理由でございますが、非常に多くの青少年問題に関しては、いろんな各班の皆さんにかかわりを持っていただいているところでございまして、具体には保護司会でありますとか、民生委員さん、そういった方々にも参画をしていただこうということで増員を考えているところでございます。

あわせまして、選出方法につきましては、各種の団体をお願いをするほか、公募の委員さんなども考えているところでございます。

以上です。

議長（岸本義明君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 以上で質疑は終わります。

ただいま議題となっております第20号議案は、総務文教常任委員会に付託いたします。

日程第20 第22号議案

議長（岸本義明君） 日程第20、第22号議案、宍粟市保育の実施に関する条例の廃止についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 第22号議案、宍粟市保育の実施に関する条例の廃止についま

して、提案理由の御説明を申し上げます。

これまで保育所の入所要件として、児童福祉法第24条第1項の規定により、当条例で保育に欠ける要件を定めて、保育を実施してきたところでありますが、平成27年4月の子ども・子育て支援法の施行に伴い、児童福祉法の一部が改正され、保育所への入所の要件が「保育に欠ける」から「保育を必要とする」に改正され、保育を必要とする事由が子ども・子育て支援法施行規則により、国において定められたことから、本条例を廃止するものであります。

原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（岸本義明君） 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

通告がありますので発言を許可します。

6番、大畑利明議員。

6番（大畑利明君） 第22号議案、保育の実施に関する条例の廃止について、御質問いたしたいと思えます。

ただいまの提案理由の説明がありましたとおり、子ども・子育て支援法の施行によって、従来の保育に欠ける基準というのが廃止されることについては理解をいたしておりますが、今度、新制度におきまして、保育を必要とする理由が大きく拡大をされているというふうに認識をいたしております。

例えば、パート勤務の方でありますとか、夜間勤務の方、さらには従来認められてなかったと思うんですが、求職活動中である方、こういう方の家庭などがその理由に該当しているというふうに思えます。したがって、保育を利用できる人の範囲が広がっているという認識で間違いはないかと思うんですが、このような対象の方への説明が十分されているのかどうか、その辺についてお伺いをしたいと思えます。

議長（岸本義明君） 岡崎教育部長。

教育委員会教育部長（岡崎悦也君） 保育を必要とする保護者ということで、御指摘のとおり対象が拡大したということは、今回の制度改正のものでございます。

これまでの周知でございますが、市広報やホームページ等でお知らせをしている、それから入所の説明会等ではしておりますが、新たな施設を利用されていない方への周知というものについては少し不足もしておるのかなと、今後、保育料の改定の額とあわせてそういった部分につきまして周知に努めたいと、このように思えます。

議長（岸本義明君） 6番、大畑利明議員。

6番（大畑利明君） 部長の認識にも出てまいりましたので、それで是非お願いし

たいというふうに思うんですが、従来までの基準の中での、この保育に欠ける要件のところ、ある人には適用になったり、情報が十分に入っていない方が保育所に入所ができなかったりというような、そういうケースもあるように聞いております。

今回は、さらに拡大になったことによって、これまで市が待機児童として判定していなかった範囲まで待機の対象になるおそれが出てくるというように私は思うんですね。ですから、部長言われたような周知が徹底されないといけないというように思いますので、是非よろしくお願ひしたいと思います。

議長（岸本義明君） よろしいですか。

6番（大畑利明君） すみません、もう一度ほんなら。

議長（岸本義明君） 岡崎教育部長。

教育委員会教育部長（岡崎悦也君） 繰り返しになりますが、現在、施設利用でない方という人に対する周知というところが一番気になるところでございますので、その辺十分な配慮をしていきたいと、このように思います。

議長（岸本義明君） 続いて、1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） 私は、この保育の実施に関する条例の廃止ということなんですが、この廃止にかわって上位法というか、子ども・子育て支援法でうたっているということなんですけれども、これは新たな条例もしくは要綱等、何か定める必要がないのか。もし定める予定があるのであれば、委員会にその提示をしていただければと思うんですけれども、その点お願いします。

議長（岸本義明君） 岡崎教育部長。

教育委員会教育部長（岡崎悦也君） この部分につきましては、条例を廃止した後、施行令で具体が定まっておるわけですが、市におきましては、それを受けまして規則でより詳細を定めていきたいと、このように思っておりますので、その規則案について御提示をさせていただきたいと、このように思います。

議長（岸本義明君） 以上で質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第22号議案は、会議規則第39条第3項の規定より、委員会の付託を省略したいと思ひます。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

第22号議案は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。本議案に關しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

続いて採決を行います。

第22号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

第22号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第21 第23号議案

議長(岸本義明君) 日程第21、第23号議案、債権の放棄についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長(福元晶三君) 第23号議案、債権の放棄につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

住宅建設資金等の回収については、関係債務者と接触し、返還を求めておりますが、その中には法的申し出により放棄する債権が生じることがあります。

今回、放棄の対象となります債権は、住宅建設資金貸付金の1件であります。

この債権は、主たる債務者は、破産した後死亡し、連帯保証人の1名は破産しており、もう1名の連帯保証人も死亡しております。この連帯保証人の死亡に伴い、配偶者及び第1順位相続権者から第3順位相続権者までの相続人全員が相続放棄を行い、この債権における債務者が存在しない状況となっていることが判明いたしました。

このことから、この債権については、回収ができないため、地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づき、債権を放棄する提案を行うものであります。

原案に御賛同賜りますよう、よろしく御願い申し上げます。

議長(岸本義明君) 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

通告に基づき発言を許可します。

13番、岡前治生議員。

13番(岡前治生君) 13番です。この債権放棄が出てくるのは3件目か4件目かというふうに思うわけでありましてけれども、後からもまた次々とこういう議案が出

てくることを心配しております。

それで、先ほど市長のほうから主たる債務者は破産して亡くなられたということがあったんですけれども、主たる債務者の相続人はいなかったのかどうか、その点お聞かせ願いたいと思います。

それと、債権放棄でありますけれども、これは私はやっぱり市の事務の怠慢によって、これは生じてきている問題だと思うんですね。ですから、いつ借り入れをされて、この間の長いこと放置されていた経緯も含めて、時系列的にきちっと調査した上で、こういう提案になっておるとお思いますので、そういう資料をきちっと委員会のほうへ提出していただきたいと思いますが、いかがですか。

議長（岸本義明君） 船引市民生活部長。

市民生活部長（船引英示君） 御質問のほうにお答えしたいと思います。

まず、1点目の主たる債務者の相続人がいないのかという件なんです。この件につきましても、調査しましたところ、主たる債務者には相続人はいらっしゃいません。そういうことがわかりました。しかしながら、主たる債務者は、自己破産宣告を行い、免責決定を受けられております。その結果、債務者が亡くなられてもこの債務は相続者には相続されません。そういうことになっております。

2点目の債務放棄の決定までに担当課はどのような対応をしたかということなんですけれども、この債権の回収につきましても、債務者それから連帯保証人等々関係する相続人の調査を行いまして、主たる債務におきます通知、それから納付相談等々を行いまして、債務の承認契約等も交わしながら業務を遂行しておりました。しかし、最終的には、債務の請求ができない連帯保証人の相続人12人全員が相続放棄をされまして、その決定がなされたもので、今回、債権放棄をするということに至りました。時系列の記録につきましても、委員会のほうに提出していきたいと思っております。

議長（岸本義明君） 以上で質疑は終わりたいと思います。

ただいま議題となっております第23号議案は、民生生活常任委員会に付託いたします。

#### 日程第22 第24号議案

議長（岸本義明君） 日程第22、第24号議案、旧慣による公有財産の使用権の廃止についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 第24号議案、旧慣による公有財産の使用権の廃止につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今回、提案しております旧慣による公有財産の使用を廃止する箇所は、波賀町小野の国道29号交通安全施設等整備事業の実施に伴い、国土交通省に小野自治会の縁故私用地25.53平米を売却するものであります。

原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（岸本義明君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

これで質疑は終わります。

ただいま議題となっております第24号議案は、産業建設常任委員会に付託いたします。

#### 日程第23 第25号議案

議長（岸本義明君） 日程第23、第25号議案、連携中枢都市圏形成に係る連携協約締結についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 第25号議案、連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

連携中枢都市圏制度は、人口減少や少子高齢化が進む中で、圏域の中心となる都市が「連携中枢都市」となり、周辺市町は「連携中枢都市」とさまざまな分野で連携することによって、圏域の活力ある社会経済を維持し、魅力を高めるとともに、住民が安心して快適に暮らすことのできる圏域を形成することを目的とする制度でございます。

兵庫県内では、唯一、姫路市がこの「連携中枢都市」の要件を満たしております。連携中枢都市圏形成に当たり、姫路市は圏域の成長エンジンの役割を担い、播磨地域の周辺市町においては、姫路市とともに連携事業に取り組むことで、圏域全体の経済の活性化と生活の利便性向上を目指すため、姫路市との連携協約の締結について、地方自治法第252条の2第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

今後においては、移住・定住対策や広域観光の推進など、各市町が持つ強みや特徴を生かして、将来にわたり住民が現在の居住地で安心して暮らしを営んでいけるよう圏域のメリットとなるような取り組みについて協議と検討を進めてまいります。

内容を御審議の上、原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（岸本義明君） 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

通告に基づき発言を許可します。

1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） 第25号議案、連携中枢都市圏形成に係る連携協約について質問をします。

ちょっと中身を見たところ、連携を図る事務の（2）のところで掲げられています高次の都市機能の集積強化の項目の高度な医療サービスの提供、また高度な中心拠点の整備、広域的公共交通網の構築、高等教育研究開発の環境整備というところだけに、宍粟市の役割というのが明記されていないんですけども、この理由、ほかのところは、姫路市、中枢になるところと連携を結ぶところと双方の役割が明示されているんですが、ここだけが明記がないんですけども、その理由についてお聞かせください。

議長（岸本義明君） 高橋参事。

参事兼企画総務部長（高橋幹雄君） それでは、鈴木議員の御質問にお答えさせていただきます。

この連携中枢都市圏につきましては、国におきまして大きな制度設計の枠組みが要綱という形で示されております。その中で、この取り組みの内容として大きく三つの点が要綱上明記されておまして、一つが圏域全体の経済成長の牽引、2点目が高次の都市機能の集積、3点目が圏域全体の生活関連機能サービスの向上ということで挙げられております。

その大きな2点目の高次の都市機能の集積につきましては、さらに内容が分かれておまして、1点目が高度な医療サービスの提供ということで、3次救急医療等を中心とした医療サービスの提供という内容になってございます。

それから、もう1点は、高度な中心拠点の整備、広域的公共交通網の構築という点でございまして、こちらは姫路駅等を中心にいたしました圏域の中心拠点を整備して圏域内外へのアクセスを高めていくという内容になってございます。

3点目が高等教育研究開発の環境整備というのが上がっておりまして、大学等に



おける圏域内での高度専門的な研究開発人材の育成という項目で挙げられております。

今回、この高次の都市機能の集積ということで、協定上上げておりますこの3点につきましては、基本的には姫路市が中心となって取り組む内容になってございまして、間接的には宍粟市にも当然影響を及ぼすんですけども、直接的に宍粟市の役割というのが出てまいりませんので、この協定上には宍粟市の役割が明記されていないということでございます。

姫路市との協議の中で、宍粟市に役割のないものを協定上に入れることがどうなのかなということも意見交換させていただきましたけれども、姫路市といたしましては、圏域の中心として姫路市市内の魅力を高めることが圏域全体の魅力を高めることになって、ひいては神戸、大阪、東京等への大都市への人口流出をとどめるダム機能の役割を積極的に果たしていきたいので、協定上この項目を是非入れてほしいという内容でございました。

周辺市町、全市町と協議の結果、この項目については姫路市の役割として協定上明記するという事で協議が整いましたので、こういう内容で議案を提案させていただきます。

議長（岸本義明君） 1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） 国の制度設計と、あとそういった姫路との協議の中で決定したということはわかるんですが、それはあくまで姫路にとってのメリットであって、そこから周辺というか、連携を結ぶ市町村が医療に関していえば、何かそこに姫路に繋ぐためのやっぱり責務を負うでしょうし、研究とかそういったところに関しても、交通に関してもそこから発信されるんじゃないかと、こちらから発信してそこに繋いでいくという部分が必要かと思うんですけども、これは、では、特に協定には結んでいるけれども、市としては言ってみれば姫路にお任せというようなニュアンスで考えてよろしいでしょうか。

議長（岸本義明君） 高橋参事。

参事兼企画総務部長（高橋幹雄君） この協定を締結いたしました後、具体的な連携事業をこれから協議・調整していくわけですけども、今現在、協議を進めている内容におきましては、この項目に関しましては具体的な事業は予定がないということで、ここには役割は出てまいりません。

しかしながら、議員御指摘のとおり、医療に関しましても、交通アクセスの面につきましても、大学等のこういう人材の育成につきましても、宍粟市と大きなかか

わりは当然出てくると思います。具体的な事業がないということで今回役割には上がっておりませんが、この圏域全体の取り組みを進める中で、今御指摘いただきました点についても、十分宍粟市の意見は姫路市のほうに伝えていきたいと、そういうふうを考えております。

議長（岸本義明君） 次、14番、山下由美議員。

14番（山下由美君） 第25号議案、連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結について、質問をさせていただきます。

まず、宍粟市民の理解と合意はということで質問させていただきたいと思うんですけども、この連携協約の締結は、住民の生活関連機能サービスに大きく影響をしてくると思います。

議会におきましても、今まで市の説明が不十分であると思いますが、市民にはどのように説明をして、理解と合意を得てきたのかをお教えてください。

続いて、費用の分担について質問いたします。

費用の分担については、別に定めるといふふうに書いてあります。当局からいただきました提出資料によりますと、国から姫路市へは普通交付税措置として億単位で交付されるようですが、宍粟市へは特別交付税措置として年間1,500万円を上限とするといふふうに示してあります。この中から姫路市と連携したサービスへの費用の負担を行うのかということをお尋ねいたします。

また、最後に、宍粟市民にとってのメリットが少ないのではないかと思うのですが、どうでしょうか。

議長（岸本義明君） 高橋参事。

参事兼企画総務部長（高橋幹雄君） それでは、山下議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、宍粟市民の理解、合意という点でございます。

宍粟市といたしましては、圏域全体の生活関連機能のサービスの向上が図られる、例えば、今、具体的にちょっと協議しております内容といたしまして、圏域内の図書館の相互利用といったことも考えておりますけれども、そういった面で市民の方々にメリットが十分にあるのではないかとということも勘案いたしまして、また、人口減少の歯どめ策としてその効果が増すという、大局的な判断で連携を進めるといふ意向を姫路市に伝えているところでございます。

それぞれの個別の事業につきましては、現在、担当部局のほうで協議・調整を行っております、現状では大きな枠として連携を行っていかうという段階でござい

ます。

今回、この協定の締結をいただきました後、具体的な調整にさらに進めていきたいと思っております。担当の所管の常任委員会ではございますけれども、7月、12月、2月の3度にわたって制度内容、協議の進捗状況等を御報告させていただいております。

また、1月号の広報紙におきまして、市民の皆さんに内容をお知らせするという事で制度等の概要についてもお伝えをしているところでございます。

先ほども申しましたとおり、この締結につきまして議決が得られましたら、具体的な内容について、さらに姫路市と調整をいたしまして、市民の皆様方に十分お知らせをしていきたいというふうに思っております。

2点目の特別交付税の措置として年間1,500万円ということについてでございますけれども、この措置につきましては、姫路市と宍粟市が連携していく事業について充てていくというのが基本的な考え方でございます。

姫路市のほうでは、現在、周辺市町の1,500万円という上限が少し低いのではないかとということで、総務省のほうに要望として出されておりますけれども、来年度につきましては、年間1,500万円ということで、決定がなされているところでございまして、この具体的な内容につきましては、協定の議決をいただきました後、具体的な予算化に向けて再度検討させていただきたいというふうに思っております。

それから、宍粟市民にとってメリットが少ないのではないかとございまして、先ほど言いましたように、広域的な連携を進めることは、市民にとっての選択の幅が広がっていく、また利便性の向上が図れるというふうに考えております。宍粟市としての人口減少の対策にも繋がるというふうに考えておりますので、メリットとしては、十分あるというふうに考えてございます。

以上でございます。

議長（岸本義明君） 14番、山下由美議員。

14番（山下由美君） 市民にとって十分メリットがあるというふうなお答えでしたけれども、しかし、市民の意見を直接聞かれたわけでもなく、やはり、市民に詳しくお知らせをして、そして、本当に市民の意見を聞かないとメリットがあるかどうかはわからないのではないかと私は思います。

国が示す要綱の中でも、市民に十分に知らせるという項目があると思います。そういう点からも、やはり今現在の段階では、市民にとって不十分な知らせ方しかできていないんじゃないかと思えます。

確かに1月号の広報にも載っていましたが、1ページの半分に載ってありまして、どう見ても普通の人、普通の主婦、あるいは普通の御高齢の方がこれを読まれても、中身が具体的にわかるような内容ではないのではないかというふうに思います。いかがですか。

議長（岸本義明君） 高橋参事。

参事兼企画総務部長（高橋幹雄君） 制度内容の枠組みを今回決めていただきまして、具体的なまた制度設計に進めていきたいと思っております。1月段階で、今回の連携する周辺の市町は、広報紙において市民の方々にお知らせしていこうということで、1月号もしくは2月号に統一的にこういった広報をさせていただいております。

今回、議決をいただきました上で、具体的な協議結果につきまして、再度内容については詳しくお知らせするように努力していきたいというふうに思っております。

議長（岸本義明君） 14番、山下由美議員。

14番（山下由美君） 私が懸念していることなんですけれども、今後、姫路市と連携をしたサービスということで行っていく中で、図書館とか病院とかが将来的に姫路市に集約されて、宍粟市が寂れていってしまうというようなことが起こらないのかどうか、市長のお考えを是非聞いておきたいと思っております。いかがですか。

議長（岸本義明君） 福元市長。

市長（福元晶三君） 今、御心配されたようなことは起こらないと、このように思いますので、この大枠を決めていただき、さらにまた具体を進めていく中で、市民のサービスの向上に繋げていきたいと考えています。

議長（岸本義明君） 6番、大畑利明議員。

6番（大畑利明君） 6番、大畑です。先ほどの鈴木議員の関連で少し質問させていただこうと思うんですが、高次の都市機能の集積強化の部分につきまして、高橋参事のほうから答弁がありましたので、今後に期待するところなんですけど、確かに姫路市は魅力的なまちがつくられていくだろうというふうに思うんですが、前に私、市長に一般質問で問い合わせたときに、これは宍粟市と姫路市の関係はウインウインの関係でいくんだというふうにおっしゃった。しかし、高次の部分だけ姫路市に集中してしまうと、過疎に拍車がかかる心配もいたしております。

例えば、高等教育とか研究機関についても、キャンパスの一部を宍粟市に誘致するとか、そういうことだって今後あり得るんじゃないかというふうに思いますので、姫路市だけの役割ではなくて、周辺もそれに協力的に取り組むという文言は是非入

れていただきたいというふうをお願いしたいんですが、いかがでしょうか。

議長（岸本義明君） 高橋参事。

参事兼企画総務部長（高橋幹雄君） 大畑議員の御質問にお答えさせていただきます。

先ほども言いましたように、これについては姫路市が自ら積極的に取り組むことで、圏域全体の魅力が高まるように努力していくということでございまして、医療とか交通とか人材育成、これについては姫路市だけが担うということを行っているわけではないと思っております。

姫路市としてそういう分野を積極的に取り組みたいということでございますので、周辺市町がそのことについて取り組まないということにはならないというふうに思っております。

これから具体的に進める中で、これから姫路市とこういった部分について協議するチャンネルといたしますか、そういう手だてが十分できてまいりますので、そういった部分についても当然、姫路市と宍粟市がウインウインの関係を築けるように、十分に協議を進めていきたいというふうに思っております。

議長（岸本義明君） 以上で質疑は終わります。

ただいま議題となっております第25号議案は、総務文教常任委員会に付託いたします。

#### 日程第24 第26号議案～第27号議案

議長（岸本義明君） 日程第24、第26号議案、過疎地域自立促進計画の変更についてから、第27号議案、辺地に係る総合整備計画の策定についてまでの2議案を一括議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 第26号議案及び第27号議案につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

最初に、第26号議案、過疎地域自立促進計画の変更につきましては、平成22年12月に策定した「宍粟市過疎地域自立促進計画」において計上しました過疎地域の自立のための振興施策について、産業の振興、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進、教育の振興、地域文化の振興等及び集落の整備に関連する事業を追加変更し、有利な過疎債を財源として、過疎地域の計画的な振興施策を推進するため、過疎地域自立促進特別措置法第6条

第7項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

今回の変更の内容としましては、産業の振興に関連する事業として、森林セラピー事業を展開するため、セラピーロード等を整備することにより、周辺各地の市民・県民の健康増進と集客の促進による新たな地域産業の振興を図ります。

また、フォレストステーション波賀、道の駅「はが」、道の駅「みなみ波賀」、波賀サイクリングターミナル、道の駅「ちくさ」においては施設修繕を行い、より利用しやすい施設とすることにより、さらなる観光振興及び周辺地域の活性化を推進します。

次に、交通体系の整備に関する事業としましては、波賀市民局管内の西二連瀬線の道路改良と、千種市民局管内の千種黒土線及び鍋ヶ谷天児屋線の道路舗装事業を行い、また、早期の修繕が必要な橋梁や河川水路について計画的に対応し、地域の安全で安心な生活空間の形成を図ります。

次に、高齢者等の保健及び福祉に関する事業としましては、波賀保健福祉センター及び千種保健福祉センターの施設整備等を行い、より利用しやすい施設とすることにより、地域福祉の推進を図ります。

次に、教育の振興に関する事業としましては、平成27年3月31日で廃校になる野原小学校について、教育内容の質や教職員の指導力の向上、教育に関する研究調査及び教育関係職員の研修を行うための教育研修所として整備を行い、将来の過疎地域の発展を担う子どもたちの教育環境の充実を図ります。

次に、地域文化の振興等に関する事業としましては、波賀城史蹟公園及び波賀歴史伝承の家の修繕を行い、地域に残された貴重な文化財や歴史文化資源を適正に保全・管理し、地域文化の振興を図ります。

最後に、集落の整備に関連する事業としまして、地域自治、コミュニティ形成の推進を目指し、自治会をはじめとする各種団体が横断的に連携して行う取り組みを支援し、地区コミュニティ活動の醸成を図り、地域が主体的に取り組む体制整備を推進します。

いずれの事業も過疎地域の発展と地域力の向上に繋がる事業でありますので、十分御審議の上、原案に御賛同賜りますようお願い申し上げます。

次に、第27号議案、辺地に係る総合整備計画の策定につきましては、千種町河内・西河内辺地域において、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項に基づき、有利な辺地債を財源として総合整

備計画を策定するため、議会の議決を求めるものであります。

今回の内容としましては、ちくさ高原ネイチャーランドから西河内居住区域までの間の携帯電話不感区域において、携帯電話基地局を整備し、通信環境を改善し、緊急時における連絡手段を確保することで、ちくさ高原ネイチャーランドのイメージアップを図り、新規観光客及びリピーターの獲得、さらには、地域住民と来訪者との交流などによる地域活性化を目指すものであります。

辺地地域の発展と地域力の向上に繋がる事業でありますので、内容を御審議の上、原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（岸本義明君） 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

通告に基づき発言を許可します。

5番、飯田吉則議員。

5番（飯田吉則君） 私からは第26号議案について、少し質問させていただきたいと思います。

過疎地域自立促進計画の変更についてということでございますけれども、区分の2の中で、産業振興の過疎地域自立促進特別事業、この事業につきまして、新たに8事業が追加されておるわけですが、うち5件は観光関連の既存施設の修繕事業ということで挙げられております。

過疎地域において、今、地方創生を叫ばれている中、産業振興とその活性化を図るためにもっと進めるべき施策計画がないのかということについて、お伺いしたいと思います。

また、次に、教育振興の部分での計画でありますけれども、教育研修所を波賀市民局の2階部分から、この3月に閉校とこの間になりました野原小学校への移転改修をするという計画でありますけれども、これにつきまして、地域での有効利用という部分についての協議は行われなかったのでしょうか。その点について。

また、波賀市民局がある一定手狭なようなことも書かれておりますので、現在、波賀市民局でどのような研修実績を積み重ねておられるのか、それについてその情報を示していただきたい、こういうように思います。

それから、地域文化の振興等の部分におきまして、地区コミュニティ醸成支援事業補助金ということが挙がっております。このことにつきまして、どのようなメニューを考えておられるのかということをお伺いしたいと思います。

議長（岸本義明君） 西山産業部長。

産業部長（西山大作君） 飯田議員、3点御質問をいただきました。

1点目の過疎地域において、産業振興と活性化を進めるためにもっと進めるべき施策はという質問でございます。

今回、産業振興の中の事業名の過疎地域自立促進の特別事業、ここにおいて、先ほどありましたように8事業を追加をいたしております。御指摘のとおり、8事業中5事業が修繕を中心とした計画であります。しかしながら、その上段に3事業、防災・景観推進事業、農業用施設改修・原材料支援事業、国道29号北部活性化事業、あわせまして、その上段、事業名8、観光またはレクリエーションにも森林セラピー整備事業、道の駅「はが」整備事業、氷ノ山ツーリズム推進事業、この3事業も新たに追加をして計画を上げさせていただいたところであります。

両事業をあわせまして、これから宍粟市全体はもちろんのこと、北部を中心に産業の発展のために雇用の拡大、あるいは交流人口の増加、地域の活性化をより一層図っていかうというものでございます。

市といたしましても、国の地方創生の大きな流れ、それとあわせまして、先ほどありましたように、地方中枢の拠点の都市制度、この連携の関係も今後より期待をされるというふうに認識をしておるところであります。

今後、継続あるいは新規の事業展開をする中で、市の総合計画等々の整合を図りながら、過疎地域の産業全般の振興を図る、あるいは積極的に雇用を図っていきたいと考えるところであります。その上でやはり有利な財源ということもございまして、その中で有利な過疎債をより活用できるものについては、今後とも引き続いて財政当局と検討をしまいたいというふうに思います。

以上です。

議長（岸本義明君） 高橋参事。

参事兼企画総務部長（高橋幹雄君） それでは、飯田議員から2点目の御質問の内容につきまして、教育研修所のことにつきまして、御回答をさせていただきたいと思っております。

学校跡地の活用におきましては、皆様も十分御案内のことと思っております。第1段階として市の施設としての活用、第2段階として地域づくりの拠点施設として地域での活用、第3段階として民間での活用といった手順で検討していくということで、取り組んでおります。

野原小学校につきましては、宍粟材を活用した特徴的な建物であるということで、森林施策を推進するシンボリックな施設として、宍粟材のPRとか木のぬくもりを感



じる施設として、市としても有効に活用していきたいという方針を立ててございます。

その中で、教育とか学習機能といったものを中心に展開していきたいというふうに考えておりました、昨年の10月の波賀地区の行政懇談会におきましては、一つの取っかかりとして4月から教育研修機能に移していくと。また、森の癒しや森林セラピーなどの学習機能を整えた施設としても整備していきたいということで、市長から住民の皆様方に御説明をさせていただいているところでございます。

これにつきましては、教育研修機能としては校舎の一部になってございます。残された大部分の部分については、これからそういった森林セラピー等の学習機能、そういったものを含めて考えていきたいというふうに考えておりました、具体的には内容がまとまりました段階で、また、市民の皆さんと相談・協議をさせていただきたいというふうに考えております。

議長（岸本義明君） 中岸まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長（中岸芳和君） 私のほうからは、最後の地区コミュニティ醸成支援事業補助金のメニューについて、御説明させていただきます。

新年度の主要予算に係る説明書のほうにも記載させていただいておりますけども、各地区自治会等が主体となって、現在行っているコミュニティ活動、また、これからしようとするコミュニティ活動、また、現在活動に必要な拠点の維持管理等に要する経費、こういうものについての支援を行っていく事業というのが1点ございます。

それと、さらにもう1点として、今後、その地区活動をどのように進めていくのか、これを地域の皆さん全体で連携、またそれぞれの間での活動をどのようにするのかということのを他地区への調査研究、また、協議するときには要する経費、これらについての支援も行っていこうとする、この2点を大きなメニューとして実施しようとするものでございます。

議長（岸本義明君） 5番、飯田吉則議員。

5番（飯田吉則君） 産業部長のほうから御説明いただきました。確かにおっしゃることもよくわかります。過疎地域において、確かに産業を育成していくということについては大変な苦勞もあろうかと思えます。今のところ、そういう観光が中心となった産業を目指しているのも、ある意味当然のこととは思いますが、これから先の話として、やはり、新しい産業をつくっていくという考え方の中で、いろんな方法があろうかと思うんです。それについては、またほかの部分で示します

けれども、やはり、産業育成をしていくという面で、木材供給センターの名前が、当初からこの計画の中に幾つも出てくるわけなんですけれども、これができれば林業の発展、それから地域の整備ということについてうたってあるわけでありまして、この供給センターが今稼働しているわけですので、何かそれを使ったような提案ができないものかなということが一つにありまして、こういう質問をさせていただきました。

これから、そういうことについて研究するという事もお聞きしておりますので、これからどんどんとそういうことに前向きに取り組んでいただきたいというふうにお願いします。

それと、2番目の教育の部分でありますけれども、地域での活用というものは、大変重要な部分を占めていると思います。その野原小学校の一部分が研修所になって、あとは例の森林セラピーなり、そういうものに使い、そして地域での活用があれば、そこを使っていくという方向を是非とも推進して行っていただきたいと。そして、考えますに、波賀の市民局2階の使用方法などについては考えておいででしょうか。

それと、最初の分に戻ってまいります。申しわけございません。

修繕事業という部分でありますけれども、観光施設というものはつくってから徐々に傷んで来ます。そういうものを修繕していくというのは当然なんですけれども、それをただ単に修繕して長続きさせて置いていくというのも一つの考え方の中でありまして、はっきり言って他市町ではそういう施設をどういうふうにしていくのかということが、最近かなり多く廃止するなり、それから民間に売却するなりという、そういうことが行われております。そんな中で、その修繕に係る事業計画、収益性、そういったものについて事前評価というものはなされておるのかなということについてもお伺いしたいと思います。

最後の地域文化の分につきましては、おっしゃることはよくわかります。しかし、私もいろんな部分で、そういう協議会なりいろんなものに参加するわけなんですけれども、市の職員の方々がいろいろと世話をさせていただきます。しかし、協議の中に要は地域主導という方に念頭を置いてやっていただくということをしていただくようお願いしたいと思います。

議長（岸本義明君） 質疑の部分、お答えいただけますか。

高橋参事。

参事兼企画総務部長（高橋幹雄君） 今、議員御意見いただきましたとおり、野原

小学校については、今後、活用計画をまた市としての考え方をまとめさせていただいて、また地域の方々と十分協議、調整し、地域のためになる施設として活用してまいりたいというふうに思っております。

波賀市民局の2階部分でございますけれども、これにつきましては、今後、市民局、それから市民センター等の老朽化が進んでおりまして、一宮、千種、波賀、それぞれ今後の市民局周辺公共施設のあり方について検討していくということで、今、内部的に進めております。波賀市民局につきましても、2階部分の有効活用ということもその中で十分検討させていただきたいなというふうに思っております。

それから、建物の修繕のことでございます。現在のところ、少し修繕については、その場でいろいろと修繕に取りかかっているという面が否めません。来年度に公共施設の総合管理計画というものを立てさせていただいて、その中で、今後、計画的に修繕するもの、統合するもの、そういったものをきちっと仕分けをしていく必要があるのかなというふうに考えております。そういった中で、事前評価についても一定していく中で、そういう長期的な見通しが立てられるのではないかなと思っておりますので、その取り組みもあわせてさせていただきたいと思っております。

以上です。

議長（岸本義明君） 以上で質疑は終わります。

ただいま議題となっております第26号議案及び第27号議案の2議案は、総務文教常任委員会に付託をいたします。

日程第25 第28号議案～第29号議案

議長（岸本義明君） 日程第25、第28号議案、農作物危険段階基準共済掛金率の設定についてから、第29号議案、平成27年度穴粟市農業共済事業に係る事務費の賦課総額及び賦課単価についてまでの2議案を一括議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 第28号議案及び第29号議案につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

第28号議案、農作物危険段階基準共済掛金率の設定につきましては、危険段階基準共済掛金率について、農家間や地域間で被害の発生状況が相当に異なる場合があること等を考慮し、農家の掛金負担の均衡を図るため、農業災害補償法第107条第4項の規定により、それぞれの危険段階における基準共済掛金率を設定することとされております。

共済掛金率を設定するに当たりまして、農林水産省告示に伴う県からの通知を受け、これに基づく掛金率の改定を3年ごとの見直しを行い、今回は、平成7年から平成26年の過去20年間の各集落における平均被害率を算出し、水稻については、それぞれの集落ごとの被害率に応じて6段階、麦については5段階に区分し、設定しようとするものであります。

また、今回の改定内容につきましては、市損害評価会において、水稻は6段階、麦は5段階に分ける率の設定、最高被害率区分と最低被害率区分との開きの設定について、適正である旨の答申を受け、兵庫県農業共済組合連合会へ協議を行い、適切であるとの意見もいただいております。

次に、第29号議案、平成27年度宍粟市農業共済事業に係る事務費の賦課総額及び賦課単価につきましては、農業共済事業に係る事務費の賦課総額及び賦課単価について、市農業共済条例第5条第1項の規定により、兵庫県農業共済連合会からの賦課金を含めた事務費の予定額から国庫負担金等の収入予定額を差し引いて得た金額を共済加入農家に対し賦課することとなります。

今回、提案しております平成27年度当初予算に基づき算定した結果、主なものでは、水稻で賦課総額257万5,000円、賦課単価は共済金額1万円当たり40円、肥育牛では賦課総額86万6,000円、賦課単価は共済金額1万円当たり50円、大豆では賦課総額34万6,000円、賦課単価は共済金額1万円当たり50円を予定としております。

内容を御審議の上、原案に御賛同賜りますよう、よろしく願いいたします。  
議長（岸本義明君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。  
異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

これで質疑は終わります。

ただいま議題となっております第28号議案から第29号議案までの2議案は、産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第26 第30号議案

議長（岸本義明君） 日程第26、第30号議案、市道路線の認定及び廃止についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 第30号議案、市道路線の認定及び廃止につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今回、道路法第28条の規定に基づき、合併前より旧町単位で整備をしておりました道路台帳につきまして、統合型GIS構築にあわせ、一元化の作業を行ってまいりました。今回、作業完了に当たり、市道全1,433路線の認定及び廃止をしようとするものであります。

内容としましては、宍粟市道路台帳整備基準の統一並びにGIS統合による路線精査を行い、変更となった1,427路線及び、起終点部分で他路線と重複したものを解消するため、起終点位置変更を行った6路線であります。

この道路の認定及び廃止をするに当たり、道路法第8条第2項及び同法第10条第3項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

内容を御審議の上、原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（岸本義明君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

これで質疑は終わります。

ただいま議題となっております第30号議案は、産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第27 第31号議案～第37号議案

議長（岸本義明君） 日程第27、第31号議案、平成26年度宍粟市一般会計補正予算（第6号）から、第37号議案、平成26年度宍粟市農業共済事業特別会計補正予算（第4号）までの7議案を一括議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 第31号議案から第37号議案までの補正予算7議案につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、国の補正に伴う地域住民生活等緊急支援交付金を活用した地域創生事業費を計上するとともに、平成26年度の予算を執行してまいりました各種事務事業につきまして、事業費等の確定により財源を含めた整理及び年度内の完了が困難な事業の繰越明許費などを計上するものであります。

それでは、議案ごとの概要につきまして、順次御説明を申し上げます。

最初に、第31号議案、平成26年度宍粟市一般会計補正予算（第6号）につきましては、補正総額で1億291万9,000円を増額し、補正後の総額を254億7,056万2,000円とするものであります。

歳出の主なものとして、総務費では、地方創生の取り組みを支援するために創設された地域住民生活等緊急支援交付金を活用し「地域版総合戦略」の策定や、平成27年度予算を前倒しして、人口減少等の課題に対応した先行的な事業に取り組むとともに、消費喚起を目的としたプレミアム商品券の発行など、地域創生事業費に1億6,641万1,000円を計上しております。

具体的には、まず、雇用の場を確保する産業振興として、宍粟産物の販売促進や就農支援、森林セラピーや氷ノ山ツーリズムの観光振興推進などに2,737万6,000円を計上し、新しい人の流れをつくる定住の促進として、通勤・通学費助成事業、楽しそう定住促進事業など1,792万6,000円、若い世代の結婚・出産・子育ての環境づくりとして、出会い応援事業、消防団婚活イベント事業を383万4,000円計上しております。

また、暮らしを支えるネットワークの形成として、公共交通ネットワーク再編事業1,984万4,000円、地域版総合戦略の策定につきましては、地域の人口動向の分析や将来の人口推計による「地方人口ビジョン」の策定とあわせて1,000万円を計上し、5カ年の政策目標や施策を示す計画を策定するものであります。

プレミアム商品券の発行につきましては、8,743万1,000円を計上し、消費喚起による地域経済の活性化を図りたいと考えております。

そのほか、総務費では、勤奨退職による退職手当組合特別負担金の増額や、高速バスの利用者の利便性の向上を図るための駐車場整備等用地として、県有地跡地の購入費を計上するとともに、マイナンバー制度関連の国補正予算による前倒し分を増額し、地域振興基金積立金については、基金運用に伴う売却益を積み立てるものであります。

また、電気自動車用充電設備設置工事費の減額につきましては、計画では5基の設置を予定しておりましたが、助成金の関係で3基としたことによる減額を行うものであります。

民生費では、福祉世帯水道料金等助成金の減額や、基金運用に伴う売却益の地域福祉基金への積み立て、国民健康保険事業特別会計の補正に伴う繰出金を計上しております。

衛生費では、にしはりま環境事務組合負担金の減額、水道料金の改定に伴う料金との差額分に対する合併処理浄化槽維持管理補助金の増額などがあります。

次に、農林水産業費では、シカ個体数管理・調整事務事業補助金について、捕獲実績に伴い減額するとともに、青年就農給付金を国補正に伴い平成26年度へ前倒しして増額し、県営農免農道整備事業については、国補正分を含む県事業費の確定に伴う負担金を増額しております。また、森林管理100%作戦推進事業補助金、緊急防災林整備事業補助金については、事業量の割り当て等による減額、出資負担金返還金につきましては、地元からの返還申し出によるものであります。

土木費では、加美穴栗線整備分の道路整備事業負担金や今宿墓地用地購入費などについて事業費の確定による減額、下水道事業特別会計の補正に伴う繰出金の計上を行うものであります。

次に、消防費では、消防無線デジタル化事業に係る西はりま消防組合負担金の減額と消防団員退職報償金の確定により減額を行うものであります。

教育費では、スクールバスの購入費や学校規模適正化による山崎西小学校及び波賀小学校校舎等改修工事など、事業費の確定による減額を行っております。

最後に、公債費では、後年度の財政負担軽減のため、今年度実施する繰上償還金を追加で計上するものであります。

これら歳出の財源となります歳入の主なものとしまして、普通交付税では、昨年7月の普通交付税額決定時に国の総額調整として減額されていた調整額の復活に伴う追加を行い、国庫支出金については、国の補正によります地方創生のための地域住民生活等緊急支援交付金を計上し、そのほか事業費確定による補助金の精査を行っております。

県支出金については、緊急防災林整備事業補助金など各種事務事業の確定により、それぞれの増減を行うものであります。

また、財産収入では、地域振興基金、地域福祉基金の運用に伴う売却益の計上、諸収入では、森林管理100%作戦推進事業や電気自動車急速充電器整備関連の補助金を事業費の確定により減額しております。

さらに、市債においては、県有地跡地用地購入について、合併特例事業債を増額する一方で、小中学校整備や消防防災施設整備分の市債の減額を行っております。

なお、国補正予算関連の地域創生事業や予算計上している事業で国の追加補正があったマイナンバー制度関連、国・県事業との関連や用地交渉などにより事業の遅れが生じた道路改良事業等につきまして、繰越明許費の追加及び変更を行っており

ます。

また、債務負担行為の補正につきましては、ネットワークサーバー更新業務委託及び住民情報システム更新業務委託の2事項を追加計上しております。

次に、第32号議案、平成26年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）につきましては、歳出で、一般被保険者療養給付費や高額療養費の伸びを見込む一方で、退職被保険者等療養給付費等を減額し、国庫支出金などの財源の調整を行うものであります。

歳入歳出それぞれ7,144万5,000円を増額し、補正後の総額を47億2,589万8,000円としております。

また、マイナンバー制度関連のシステム整備につきましては、複数システムの技術面・運用面の調整に日数を要するため、繰越明許費を計上するものであります。

第33号議案、平成26年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳出では、広域連合が平成26年度までの所得等の減額更正について5年間さかのぼって実施することを受け、保険料還付金と還付加算金を計上し、これの財源として広域連合からの諸収入を計上するものであります。

歳入歳出それぞれ37万8,000円を増額し、補正後の総額を5億2,208万9,000円としております。

また、マイナンバー制度関連のシステム整備につきましては、複数システムの技術面・運用面の調整に日数を要するため、繰越明許費を計上するものであります。

次に、第34号議案、平成26年度介護保険事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、介護保険法の改正に係る国のスケジュールにより、システム改修が年度内に完了しない見込みであるため、介護保険システム改修の繰越明許費を計上、また、マイナンバー制度関連のシステム整備につきましては、複数システムの技術面・運用面の調整に日数を要するため、繰越明許費を計上するものであります。

第35号議案、平成26年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、揖保川流域下水道維持管理及び建設負担金につきましては、事業費の確定による増減を計上し、財源として一般会計繰入金と下水道事業債の補正を行うものであります。

歳入歳出からそれぞれ1,342万9,000円を減額し、補正後の総額を18億2,422万8,000円としております。

また、市道バイパス工事との関連で庄能地内の下水道管布設工事が年度内に完成しない見込みであるため、繰越明許費としております。



次に、第36号議案、平成26年度農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、市道改良工事との関係で西河内池田線下水道施設移設工事が年度内に完了しない見込みであるため、繰越明許費を計上するものであります。

第37号議案、平成26年度宍粟市農業共済事業特別会計補正予算（第4号）につきましては、家畜共済勘定において、肥育牛で出荷目前の評価額の高い個体の事故や繁殖和牛における死産などの事故件数、支払共済金が高額となっているため、死廃・病傷共済金を増額し、これに伴う保険金などの財源をあわせて増額するものであります。

補正の総額は、収入支出にそれぞれ209万6,000円を増額し、補正後の総額を8,987万7,000円としております。

以上、補正予算7議案につきまして、一括して概要の御説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、平成26年度から地域を元気づけようと国に先駆けて取り組んでおります「地域創造枠事業」の一部を前倒しし、国補正による地方創生に係る交付金を活用して、宍粟市として地域創生事業に先行的に取り組むものであり、あわせて、主に当該年度事業費の確定等による精査、平成27年度への繰越明許費及び債務負担行為を講じているものであります。諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますようお願い申し上げます。

議長（岸本義明君） 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

通告に基づき発言を許可します。

13番、岡前治生議員。

13番（岡前治生君） 13番です。今回の補正予算のほとんどは、先ほど市長が言われた国からの交付金によるものだと思うんですけども、その内容を見ますと、本当に国が言う地域創生に繋がるのかどうかというのが大変疑問に思います。ほとんどが繰越明許費になりますから、4ページの補正予算にほとんど計上されておるとは思いますけども、ほとんどが何か中途半端やなあというふうな印象を私は持っています。

例えば、本当に宍粟市の人口を増やそうと思うのであれば、とにかく結婚をするカップルを増やさなければならぬわけですから、まずそういうところから手当てをして宍粟市内で在住を前提に結婚してもらったら一律50万円お祝い金として差し上げましょうと。そして、子どもについても3人目が生まれなければ人口は増えることにはならないわけですから、例えば、3人目の誕生の際には思い切って100万

円あげましよう。そして、100万円としても年間100人の子どもが生まれたとしても1億円の出費で済むわけですね。だから、本当にこう、思い切って本当に宍粟市を元気あるまちにつくりあげようとか、少子化対策に歯どめをかけようとかっていうことではなしに、とにかく国が示す範囲内のメニューで計上されておるとしか私には見えないんですけれども、もし、いや、これは宍粟市独自で目玉の施策なんだというものがありましたら、お示し願いたいと思います。

それと、あわせて地域版総合戦略策定事業で1,000万円というお金が上がっているんですけれども、これは恐らくコンサルに依頼されるのかなと思うんですけれども、前もふるさと創生であるとかいろんな意味で、地域の経済をよくしようというふうなことで商品券だとかいろいろな施策がありましたけれども、やっぱり、こういう地域をどうして元気にしていくかということこそ、若い人の知恵も借りて地域の人で考えていく、コンサルに頼むのではなくて地域の委員会で、今ちょうど総合計画も策定されているわけですから、そういうふうなコンサルに頼まないということであればいいんですけれども、恐らくこの1,000万円はコンサルに頼まれるんじゃないかなと思いますので、そのあたりをお聞きしたいと思います。

ですから、市長が言われたように、ほとんどが繰越明許になっておるわけですから、宍粟市の新年度予算とあわせてもっと思い切った事業、この前、南あわじ市でしたか、保育料を完全に無料にしますとかというふうな、そういうインパクトのある施策をとっていかなければ、なかなか宍粟市という自治体が浮上してこないんじゃないかなというのが私の思いなので、市長はどう思われますか。

議長（岸本義明君） 福元市長。

市長（福元晶三君） ただいま御質問あったことも十分認識しておるところであります。今回の補正とあわせて新年度はいわゆる13カ月予算というふうに見えるんじゃないかなと、私もそう思っています。

その中で、繰越明許でお示ししておるところでも、特に宍粟市として何かあるんかいというふうなお話もあったんですが、ほかとあまり変わらへんやないかいと、こんな意味だと思うんですけれども、その中でも特に公共交通ネットワーク再編で1,900万円、約2,000万円ほど新たな足の確保ということでは少し特徴があるのかなとこう思っていますし、通勤・通学費助成もこれまでも議会のほうからもこんなことをやったらどうやというようなことも含めて、新たに取り組んだところであります。何とか定住に繋げていきたいと。それから、消防団の婚活イベント、特に先ほどおっしゃった、いわゆる結婚適齢期を迎えて云々の話もありますが、ターゲッ

トを絞って、特に消防団については、非常に団員不足やいろんなことも含めて婚活イベントを通じて、そういった活力を求めていきたいと、そういったところがある意味の特徴かなと、このように思っています。

しかしながら、議員が前段に言われたいろんな、金額は別にして、いよいよ平成27年度から、昨年度から引き続いて地域創造枠ということで、宍粟市は地域の創造をつくっていかうということで、先駆けてやっているわけではありますが、その中でいろいろ工夫しながら、今後言われたことも含めていろいろ検討してまいりたいとこのように思っています。

議長（岸本義明君） 13番、岡前治生議員。

13番（岡前治生君） 1,000万円については、どのような用途になるのかですね、地方版総合戦略策定事業、これについてももう少し委員会で説明していただいてもいいんですけども、お願いしたいなと思います。

それで、全体として見て、まずは結婚、そして定住してもらおうというふうなことが全体としては上げてあるわけでありましてけれども、その金額が本当に本気で取り組む金額になっているのかどうか。私が先ほど言いましたのは、当初予算とあわせて本当に、例えばこの消防団の婚活イベントなんかでもいい事業やと思います、人さえ集まれば。でも、これもたった1回では意味がないわけですね。例えば本当に最低でも2か月に1回はするというふうなぐらい、やっぱり出会いの機会がないから結婚できないという側面が大きいわけですから、そういうふうな規模でほんまに取り組めるのかどうかとか、もっと研究の余地やとか、予算の重点配分とかというふうなことが考えられたんではないかなと思うんですけど、その点市長はどう思われていますか。

議長（岸本義明君） 福元市長。

市長（福元晶三君） 私としては、できる範囲の中でやるべきことから重点的にという考え方の中で、補正を含めて今度新年度、後ほど御提案申し上げますが、13カ月の中で地域の創生を進めていきたいと、こう思っています。

しかしながら、やりかける中で、それぞれ課題が見えたり、いろんなこと、手法も違って来るかもわかりません、その都度点検しながらいい方向を進めていきたいと、このように考えています。

地域版のことについては、担当部長のほうから少し具体も含めて答弁させます。

議長（岸本義明君） 高橋参事。

参事兼企画総務部長（高橋幹雄君） それでは、先ほど戦略策定費の1,000万円と

というお話が出ましたので、少し御説明をさせていただきたいと思います。

この戦略策定費につきましては、国から1市町村当たり一律1,000万円ということで交付がなされることになっております。この趣旨は、国のほうは今回の戦略策定に当たりましては、その前提としてしっかりとした現状の分析と将来推計、将来見通しを十分に調査・分析して戦略に反映するようという意味で、そういった調査・分析費用として1,000万円という内容で交付がなされることになっております。

ただし、国からはなかなかこの1,000万円という金額が策定費だけでは使えないということも考えられますので、残りました残額につきましては、地方創生に係る事業費のほうに回しても構わないという連絡もいただいております。

今回、1,000万円については、とりあえず今回総合戦略を立てるために、市民をはじめ外部の委員さんが入られた策定委員会の運営費用100万円ほどと、それから、コンサルへの委託料900万円ということでとりあえず計上させていただいておりますけれども、これにつきましては、今後の執行の中で必要な経費を精査いたしまして、残った残額につきましては、事業のほうに回していくということを執行段階でまた十分に検討させていただきたいと思っております。

先ほども議員御指摘がありました意見につきましては、来年度、外部の委員さんを入れた全体の戦略策定の委員会の中で、十分御議論、御検討いただいて、全体としてしっかりとした総合戦略をつくっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（岸本義明君） ほかに質疑ありませんね。

（「なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 以上で質疑は終わります。

ただいま議題となっております第31号議案から第37号議案までの7議案は、予算決算常任委員会に付託いたします。

議長（岸本義明君） ここで暫時休憩いたします。

10分ほど、午後2時45分まで休憩いたします。

午後 2時36分休憩

---

午後 2時45分再開

議長（岸本明君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第28 第38号議案～第48号議案

議長（岸本義明君） 日程第28、第38号議案、平成27年度宍粟市一般会計予算から、

第48号議案、平成27年度宍粟市農業共済事業特別会計予算までの11議案を一括議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、福元晶三君。

市長（福元晶三君） 平成27年度予算の審議をお願いするに当たりまして、新年度の市政運営に臨む所信の一端を申し上げ、議員各位並びに市民の皆様の御理解と御協力をいただきたいと、このように思います。

平成27年度につきましては、平成17年4月に四つの町が合併し、宍粟市として発足してから10年を迎え、また、池田輝澄侯が宍粟に入封して400年、播磨国風土記編さん1300年という節目の年として、人口減少問題等山積する課題に果敢に取り組むべく、さらに気を引き締めて市政運営に当たらなければならないと決意を新たにするところであります。

この節目と捉える平成27年度予算につきましては、観光振興による交流人口の増の取り組みや定住対策として住み続けたいと思えるまちづくり、さらには、若い世代が子育てしやすい環境づくりや晩婚化に歯どめをかける取り組みなど、国の地方創生の動きと連動しつつ、宍粟市としての人口減対策をより強固なものとしたいと考えております。

御承知のとおり、平成26年度から国の地方創生に先駆け、「地域創造枠事業」として地域の元気づくりのための取り組みを進めてきておりますが、国においても昨年末に「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が閣議決定され、地方に対しては地方創生先行型として交付金が交付されることとなったことから、急遽、本3月議会に前倒して提案をしているところであります。

この地方創生については、平成27年度に策定することとしております「地方人口ビジョン」、そして「地方版総合戦略」の検討の中で、市民や関係者の意見を聞きながら、しっかりとした人口減少対策の全体像を練りたいと考えておるところであります。

また、本3月定例会に提案しております姫路市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約についても、平成27年度において具体的に進めていくことで、宍粟市の特色を生かし、人口減少、少子高齢化などの課題に立ち向かっていきたいと考えております。

こういった中で、平成27年度予算につきましては、予算規模としては臨時的な要因もあって10億円余りの増となっておりますが、今後の人口減少による税収減や地方

交付税の段階的縮減を考え、財政の健全化に一定配慮する必要があることから、財政調整基金は5年連続で取り崩さず、1億5,000万円の繰上償還も計上しています。来年度は、市の総合計画、行革大綱に加え、地方版総合戦略の策定により、今後の宍粟市の行く末を決めていく重要な年になります。財政健全化に配慮しながら、人口減少対策に積極果敢に取り組む姿勢を見せる施策を中心に、元気な地域を目指し、強さと優しさを持ったパワーアップ予算であると考えております。

それでは、総合計画の六つの柱に沿って、平成27年度の主な施策を3月補正に前倒して計上した施策も含めて御説明をいたします。

まず、「人と人、人と自然にやさしいまちづくり」につきましては、宍粟市の自然資源を最大限活用し、人と自然が共生できる社会の構築、循環型社会の形成を目指して取り組みを推進してきた「環境基本計画」の見直しを図ることとし、新たに公共施設の屋根などを活用した太陽光発電を開始するとともに、地域の活性化と持続可能な地域づくりへの支援として、引き続き小水力発電の事業性評価業務の実施、新たに自治会における太陽光発電事業への助成を行います。

また、ごみの減量化、再資源化の促進に向けた廃棄物処理基本計画の策定、さらに、快適な生活景観を形成する取り組みの一環として、市民の皆様が長く愛着を持ち、何回でも訪れたくなる「みんなで創る夢の小径（こみち）」として水辺空間の整備にも取り組みます。

次に、「活力のある産業が支える豊かなまちづくり」につきましては、資源を生かし、人の流れをつくり出す取り組みとして、農業の振興では、宍粟市産の農産物や加工品のブランド化と販路拡大を図るため、「宍粟産物販売促進事業」に取り組むとともに、神姫バスと連携し、ふるさと宍粟PR館「きてーな宍粟」や阪神間への流通経路の確保を図ります。

また、地産地消の推進、生産拡大を図るため、宍粟産の野菜やアユ、アマゴなどを学校給食に提供します。また、就農・定住を目指す方に新規就農を奨励する支援等も行います。

林業の振興では、木材需要を拡大していくための一つの手法として、積層パネルにより大型の木造建築ができるCLT工法の活用に向けた調査や研修会の開催、そして、宍粟材の家づくり支援事業について引き続き取り組みます。

商工業振興では、商店街の活性化を図るため、もみじ祭りの期間中に、県立大学と連携し、商店や空き店舗の軒下を活用してショップやカフェを開く仕組みを構築します。

観光の振興では、北部の活性化が市全体の活性化に繋がることから、まず第1歩として国道29号北部活性化に取り組みます。具体的には、兵庫県とタイアップして、県内初の森林セラピー基地の平成28年度グランドオープンに向け、案内看板の設置や遊歩道の整備、道の駅「はが」のリニューアルなど、森林セラピー拠点づくりに取り組むとともに、氷ノ山登山のためのアクセス道路の整備や音水湖カヌー競技場へのカヌー大会誘致などを推進します。

また、紅葉シーズンに多くの観光客を迎える篠ノ丸城址や最上山公園について、もみじの植栽を進め持続的な資源の形成に努めます。

次に、「健康と福祉を育てる安心のまちづくり」につきましては、まず、急速な少子化及び過疎化が進行する中、少子化対策の推進として、学童保育を小学校6年生まで拡充するとともに、保育料につきましては、近隣市町と比較して、安価となるよう見直します。

また、若い人たちに宍粟市を選択してもらえる環境をつくるために、新たに「出会い応縁事業」や消防団員を対象とした婚活イベントを実施します。

あわせて、住みなれた地域で健康に過ごしていただくために、引き続きいきいき百歳体操の普及促進を図るとともに、「介護」「医療」「予防」そして「住まい」「生活支援、介護サービス」が相互に関係し、連携しながら在宅の生活を支える仕組みとして「地域包括ケアシステム」の構築に取り組みます。

次に、「人の生きがいや個性的な文化を育てるまちづくり」については、まず、幼児教育の充実として平成27年4月にスタートする「千種認定こども園」をはじめ、地域との協議を進めつつ、幼保一元化を推進するとともに、学校教育では、下三方・三方・繁盛小学校を平成28年4月に新設校としての開校に向け、施設整備を行います。

また、「宍粟市いじめ防止対策推進条例」を制定しましたが、その推進を図るためスクールソーシャルワーカーの設置による相談業務の強化、インターネットを通じて行われる「いじめ事案」に対応する体制づくりに取り組みます。

さらに、小学校2校においてタブレットPC等のICT機器を導入し、わかりやすい授業づくりについて調査研究を行うほか、教育研修所につきましては、平成27年3月で閉校します野原小学校に移転し、大人数の研修やICT授業への対応する環境整備を図り、教員の指導力向上を目指します。

人権施策につきましては、「人権施策推進計画」の改定を行い、市民、企業、団体等による人権尊重の地域づくりに向けた取り組みを進めます。

また、スポーツ立市に向けた取り組みとして、ウォーキング・ジョギングコースのモデルコースの設置やラジオ体操の普及などを通じ、自らが健康づくりに取り組む機会を提供するとともに、千種B&G海洋センタープールの改築により、学校プールとしての利用だけでなく、年間を通した市民の健康づくり、体力づくりの推進に努めます。

次に、「快適な生活と交流を支える活力あるまちづくり」につきましては、まず、平成26年度に策定した「広報広聴戦略プラン」に基づく市政情報や地域情報の発信、また、行政サービスの効率化を図るため、マイナンバー制度導入にあわせて、これまで市役所窓口で交付してきた住民票・戸籍謄抄本や税の証明などをコンビニエンスストアの設置端末においても交付できるシステムの構築に取り組みます。

道路整備では、「通学路交通安全プログラム」に基づく通学路の安全確保を図り、防犯・防災対策については、自治会等の防犯カメラの設置への助成を行うこととしております。

また、交通空白地域の解消や生活に必要な移動手段を確保するため、定額制運賃を導入した公共交通ネットワークを再構築するとともに、公共交通を利用して遠隔地へ通勤、通学する方へ経済支援を行う「通勤・通学費助成事業」を創設し、宍粟市在住意識を高める定住施策を実施します。加えて、山崎インターに隣接する県みどり公社跡地を購入し、高速バス利用者の駐車場としての整備などを行います。

さらに、地域の活性化の担い手となる人材を「地域おこし協力隊」として都市部から積極的に受け入れを行うこととしております。

次に、「住民・行政の参画と協働による自主創造のまちづくり」については、市民と行政の参画と協働によるまちの将来像とまちづくりの方向性を示す「第2次総合計画」の策定に引き続き取り組むとともに、これに連動して、まち・ひと・しごと創生法による「地方人口ビジョン」と「地方版総合戦略」を策定します。

さらに、持続可能な行財政構造を確立するため「第三次行政改革大綱」、公共施設の計画的な管理を推進するための「公共施設等総合管理計画」の策定にも取り組みます。

以上が、主な事業となりますが、予算概要及び主要施策の説明書にもお示ししておりますとおり、今やらなければならない施策を選択し重点化した予算編成に努めております。

当初予算額は、一般会計で247億3,000万円と、前年度に対して4.6%の増となりますが、西はりま消防本部デジタル化負担金や県有地跡地整備などの事業費に加え、



子ども子育て施設型給付費、多面的機能交付金などの制度の変更等に伴う増額、本年度において好調でありましたふるさと納税関連経費の増額を考えますと、実質的には前年度比で微増の予算になっていると考えます。

また、冒頭申し上げましたとおり、将来の財政健全化を見据え、5年連続して財政調整基金の取り崩しは行わないこととし、さらに引き続き1億5,000万円の任意の繰上償還分を計上しております。この結果、平成27年度決算では、実質公債費比率は14.8%となる見込みでありまして、その他の指標も含め財政健全化に向け着実な取り組みを展開していると考えております。

以上、予算の提案説明も兼ねまして、平成27年度の市政運営に係る施策の概要等について申し上げましたが、さまざまな行政課題に果敢に取り組む中で、将来の健全な行財政運営と市の活性化を目指した責任ある予算であると思っております。

議員各位の格段の御理解と御協力をお願い申し上げます、私の所信とさせていただきます。

議長（岸本義明君） 説明は終わりました。

次は、質疑であります。ただいま議題となっております議案に係る質疑から後の議事運びにつきましては、後日行いたいと思っておりますので、あらかじめ御了承ください。

#### 日程第29 請願第1号

議長（岸本義明君） 日程第29、請願第1号、「ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度の創設と身体障害者福祉法上の肝疾患に係る障害認定の基準の緩和を求める意見書」の提出を求める請願を議題といたします。

この際、紹介議員より請願趣旨の説明を求めます。

7番、榎橋美恵子議員。

7番（榎橋美恵子君） 請願第1号、「ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度の創設と身体障害者福祉法上の肝疾患に係る障害認定の基準の緩和を求める意見書」の提出を求める請願。

請願文を読ませていただいて、趣旨説明とさせていただきます。

我が国においてウイルス性肝炎、特にB型、C型肝炎の患者が合計350万人以上とされるほど蔓延しているのは、国の責めに帰すべき事由によるものであるということは、肝炎対策基本法や特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第9因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法でも確認されている

ところであり、国の法的責任は明確になっています。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、現在、肝炎治療特別促進事業が行われていますが、対象となる医療がB型・C型肝炎の根治を目的としたインターフェロン治療とB型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限定されているため、医療費助成の対象から外れている患者が相当数にのぼります。特に、肝硬変、肝がん患者は高額な医療費を負担せざるを得ないだけでなく、終療不能の方が多く、生活に困難を期しています。さらに、障害者福祉法上の肝疾患に係る障害認定の基準は、患者の実態に沿ったものとなっておらず、生活支援の実効性を発揮していないとの指摘がなされているところでもあります。

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法においては、とりわけ肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援のあり方について、検討を進めることと附帯決議なされました。

しかし、国においては肝硬変、肝がん患者に対する医療費助成を含む生活支援について何ら具体的な措置を講じていません。肝硬変、肝がん患者は毎日120人以上の方が亡くなっており、医療費助成を含む生活支援の実態は一刻の猶予もない課題であります。

よって、本議会は下記事項を実現するよう強く要望いたします。

- 1．ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること。
- 2．身体障害者福祉法上の肝疾患に係る障害認定の基準を緩和し、患者の実態に応じた障害者認定制度にすること。

以上であります。

議員各位の御賛同賜りますよう、よろしく願いいたします。

議長（岸本義明君） 榎橋美恵子議員の説明は終わりました。

続いて質疑であります。発言通告がありませんので……

1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） 今、榎橋議員がおっしゃったのは、意見書の案の内容であって、請願の趣旨というか、なぜ提出したいのかというところではないと思うんですけど、紹介議員としてそこはちょっと不適切ではないかと思うんですけども、もう一度、なぜ請願を提出するのかという趣旨のほうを御説明いただければと思うんですが。

議長（岸本義明君） 7番、榎橋美恵子議員。

7番（榎橋美恵子君） そうですね、国がとりわけ肝硬変及び肝がんの患者に対す

る医療費助成を含む支援のあり方について検討を進めることとの附帯決議がなされたにもかかわらず、国においては肝硬変・肝がん患者に対する医療費助成を含む生活支援について何ら具体的な措置を講じていないということに、原告者並びに患者の皆様から何とかしてほしいと、本当に生活も困難しておりますのでということで、その趣旨をいただきまして説明をさせていただきました。

議長（岸本義明君） 13番、岡前治生議員。

13番（岡前治生君） 13番です。私も勉強不足で今回こういうふうな請願が出てきて初めて知ったことが多いわけでありましてけれども、この中で、特に請願の一番大きな眼目となっております肝硬変とか肝がん患者の入院・手術費用が極めて高額になっているというふうに書いてあるんですけれども、大体通常幾らぐらいその入院患者の方は払っておられるのか、わかりましたらお示し願いたいと思います。

議長（岸本義明君） 7番、榎橋美恵子議員。

7番（榎橋美恵子君） 1回治療をいたしまして1万円から2万円の間、かかるそうです。入院されたら30万円ぐらいとかということでお聞きはしております。

議長（岸本義明君） 13番、岡前治生議員。

13番（岡前治生君） ここで一番大きい内容というのは、患者さんの入院とか手術費用等ということが助成の対象外となっているから、それを対象としてほしいということが、一番大きな目的の一つとなっております。

それで、入院は入院として、手術費用なんかは今実際どういうふうになっておるのか、高額療養費制度があって、手術費用等入院になった場合は、恐らく高額医療の対象になって、ある程度の上限はあるかというふうに私は認識しているんですけど、そのあたりどの程度お支払いなのかわかりますか。

議長（岸本義明君） 7番、榎橋美恵子議員。

7番（榎橋美恵子君） 何回も入退院を繰り返すわけでありまして、それが大変だということでもあります。

議長（岸本義明君） 13番、岡前治生議員。

13番（岡前治生君） いや、入退院を繰り返されるというのはわかるんですけども、具体的にその手術費用とかは幾らぐらいかかるから、自己負担がこれだけで大変なんだというふうなことはつかんでおられませんか。

議長（岸本義明君） 7番、榎橋美恵子議員。

7番（榎橋美恵子君） 仕事がとにかくできないようになるので、生活が困窮してくるからということでもあります。

議長（岸本義明君） ほかにありますか。

（「なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 以上で質疑は終わります。

ただいま議題となっております請願第1号は、民生生活常任委員会に付託いたします。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、3月6日午前9時30分から開会いたします。

本日はこれで散会いたします。

御苦労さまでした。

（午後 3時10分 散会）